

山形県新型コロナウイルス感染症対策本部 第3回本部員会議

次 第

日時 令和2年3月23日(月)

午前10時30分～

場所 県庁3階 災害対策室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況等について
- (2) 政府の専門家会議の提言及び県内外専門家の意見について
- (3) 本県における対応について
 - ①医療・相談体制について
 - ②県内で感染者が確認された場合の対応について
 - ③県立学校における春休み・新学期等の対応について
 - ④県主催イベント等の開催に関する考え方について
 - ⑤新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対応について
 - ⑥新型コロナウイルス感染症に関する予算対応について
- (4) その他

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症の状況等について

1 感染者の発生状況

(1) 世界の状況 (厚生労働省発表 : 3 月 22 日正午時点)

感染者数計 [176 国・地域] 297,545 人
うち死亡者 12,926 人

日本 ※1	1,089	41	シンガポール	432	2	ハンガリー	103	4	キューバ	21	1	ナミビア	3	0
中国	81,054	3,261	ポーランド	425	5	モロッコ	96	3	ガーナ	19	0	マダガスカル	3	0
イタリア	53,578	4,825	タイ	411	1	ベトナム	94	0	ボリビア	19	0	リベリア	3	0
スペイン	25,496	1,381	サウジアラビア	392	0	ロシア	93	0	マカオ	19	0	中央アフリカ	3	0
米国	25,493	307	スロベニア	383	1	アンドラ	88	0	パラグアイ	18	1	スーダン	2	1
イラン	20,610	1,556	ルーマニア	367	0	ヨルダン	85	0	グアテマラ	17	1	アンゴラ	2	0
ドイツ	16,662	46	ペルー	318	3	北マケドニア	85	0	ルワンダ	17	0	グリーンランド	2	0
フランス	14,459	562	フィリピン	307	19	キプロス	84	0	ジャマイカ	16	1	コソボ	2	0
韓国	8,897	104	エストニア	306	0	リトアニア	83	1	トーゴ	16	0	ザンビア	2	0
スイス	6,113	56	バーレーン	305	1	ブルネイ	83	0	キルギス	14	0	セントルシア	2	0
英国	5,018	233	エジプト	294	10	モルドバ	80	1	コートジボワール	14	0	ニカラグア	2	0
オランダ	3,631	136	香港	273	4	スリランカ	77	0	モンテネグロ	14	0	ハイチ	2	0
ベルギー	2,815	67	ロシア	253	0	アルバニア	76	2	モルディブ	13	0	ブータン	2	0
オーストリア	2,814	8	インド	244	5	ベラルーシ	76	0	モリシヤス	12	0	ベナン	2	0
ノルウェー	1,926	7	南アフリカ	240	0	マルタ	73	0	モナコ	11	0	モリタニア	2	0
スウェーデン	1,746	20	イラク	214	17	ベネズエラ	70	0	ジブラルタル	10	0	モントセラト	1	1
デンマーク	1,418	13	クロアチア	206	1	ブルキナファソ	64	1	モンゴル	10	0	アンティグア	1	0
ポルトガル	1,280	12	メキシコ	203	2	チュニジア	60	1	エチオピア	9	0	エスワティニ	1	0
ブラジル	1,128	18	パナマ	200	1	アゼルバイジャン	53	1	ガイアナ	7	1	エリトリア	1	0
カナダ	1,048	13	コロンビア	196	0	カザフスタン	53	0	ケニア	7	0	ガンジー	1	0
マレーシア	1,030	3	レバノン	187	4	カンボジア	53	0	セーシェル	7	0	ガンビア	1	0
トルコ	947	21	スロバキア	178	0	オマーン	52	0	タンザニア	6	0	ギニア	1	0
チェコ	904	0	クウェート	176	0	ニュージーランド	52	0	バルバドス	6	0	ジブチ	1	0
イスラエル	883	1	セルビア	171	1	ジョージア	49	0	ブルトリコ	6	0	セントピント	1	0
豪州	874	7	ブルガリア	163	3	トリニダードトバゴ	49	0	赤道ギニア	6	0	ソマリア	1	0
アイルランド	683	3	アルメニア	160	0	ウクライナ	47	3	アルバ	5	0	チャド	1	0
パキスタン	646	3	アルゼンチン	158	4	セネガル	47	0	ジャージー	5	0	チャットル諸島	1	0
エクアドル	506	7	UAE	153	2	パレスチナ	47	0	ガボン	4	1	ニジェール	1	0
ギリシア	495	8	台湾	153	2	ウズベキスタン	43	0	スリナム	4	0	ネパール	1	0
ルケセンブルク	484	5	サンマリノ	144	20	リヒテンシュタイン	37	0	バハマ	4	0	パチカン	1	0
カタール	481	0	アルジェリア	139	15	カメルーン	27	0	ケイマン諸島	3	1	バプアニューギニア	1	0
アイスランド	473	1	ラトビア	124	0	パプアニューギニア	25	2	エリサルバドル	3	0	フィジー	1	0
インドネシア	450	38	コスタリカ	117	2	アフガニスタン	24	0	カーボベルデ	3	0	マン島	1	0
フィンランド	450	0	ドミニカ	112	2	ホンジュラス	24	0	キュラソー	3	0	東ティモール	1	0
チリ	434	0	ウルグアイ	110	0	コロン	23	0	コンゴ共和国	3	0	その他	712	8
						ナイジェリア	22	0	ジンバブエ	3	0	計	297,545	12,926

※1 うち 129 人は無症状病原体保有者 (症状は無いが、検査が陽性となった者) 等

※2 国際輸送案件として、日本においてクルーズ船の乗員乗客等のうち 712 人が陽性と確認された人数

(2) 国内の状況 (厚生労働省発表 : 3 月 22 日正午時点)

感染者数計 1,089 人 [40 都道府県]

都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	162	神奈川県	73	滋賀県	4	愛媛県	3
宮城県	1	新潟県	27	京都府	23	高知県	12
秋田県	2	石川県	8	大阪府	132	福岡県	5
福島県	2	福井県	1	兵庫県	111	佐賀県	1
茨城県	3	山梨県	2	奈良県	9	長崎県	1
栃木県	4	長野県	4	和歌山県	17	熊本県	7
群馬県	11	岐阜県	5	岡山県	1	大分県	17
埼玉県	50	静岡県	3	広島県	3	宮崎県	3
千葉県	44	愛知県	143	山口県	4	沖縄県	3
東京都	144	三重県	9	徳島県	1	その他 ※	33
				香川県	1	計	1,089

※ 海外在住で一時帰国して発症した人や外国人等 (検疫所職員、空港検査を含む)

(参考) 退院者数

国内感染者	クルーズ船	計
272	574	846

2 世界保健機関（WHO）及び政府の対応等

（1）WHO

- ・緊急委員会で「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言（1/31）
- ・グローバル危機準備担当局長が「現時点では、新型コロナウイルスは警戒レベルが最高度の世界的大流行を意味する“パンデミック”ではない」と表明（2/4）
- ・新型コロナウイルスの名称を「COVID-19」と命名（2/11）
- ・事務局長が「新型コロナウイルス流行の世界的なリスクについて、『高い』から最高レベルの『非常に高い』に引き上げた」と表明（2/28）
- ・事務局長が「新型コロナウイルス感染症について、“パンデミック”と言える」と表明（3/11）

（2）日本政府

- ・感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」への指定を閣議決定（1/28、施行は2/1）
- ・厚生労働省電話相談窓口（コールセンター）の設置（1/28）
- ・在留邦人の帰国に向け、チャーター機の派遣（1/28～5便）
- ・閣議決定に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（1/30～20回）
- ・閣議了解に基づく入国管理の強化（中国湖北省は2/1～、中国浙江省及び旅客船は2/13～、韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡は2/27～、韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡、イラン：コム、テヘラン、ギーラーン各州は3/7～、イラン：アルボルズ、イスファハン、ガズヴィーン、ゴレスタン、セムナーン、マーザンダラン、マルキヤズィ、ロレスタンの各州、イタリア：ヴェネト、エミリア＝ロマーニャ、ピエモンテ、マルケ、ロンバルディアの各州、サンマリノ共和国は3/11～、イタリア：ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、リグーリア州、スイス：ティチーノ州、バーゼル＝シュタット準州、スペイン：ナバラ州、バスク州、マドリッド州、ラ・リオハ州、アイスランドの全域は3/19～）
- 出入国管理及び難民認定法に基づき、入国の申請日前14日以内に上記地域に滞在歴のある外国人及び中国湖北省または浙江省において発行された同国旅券を所持する外国人は、特段の事情が無い限り、当分の間入国を拒否。
- 同じく、本邦の港に入港する目的の旅客船で、船舶内において新型コロナウイルス感染症の発生のおそれがあるものに乗船する外国人についても、同様に入国を拒否。
- 入国者は、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請（中国及び韓国は3/9～、シェンゲン協定加盟国（アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク）又はアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ若しくはルーマニアの全域は3/21～）
- 中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を、3月9日から成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請（3/6）
- 以下の査証制限措置を3月9日から適用（3/6）
 - ・中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止
 - ・香港及びマカオ並びに韓国に対する観光目的など90日以内の査証の免除措置を停止 等
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策を発表（2/13）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催（2/16～7回）
- ・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安」を厚生労働省が公表（2/17）
- ・「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を発表（2/20）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を公表（2/25）
- ・全国的なスポーツ・文化イベント等の今後2週間の中止・延期・規模縮小を要請（2/26）
- ・全国すべての小・中・高・特別支援学校について3月2日からの臨時休業を要請（2/27）
- ・新型コロナウイルス感染の有無を調べる「PCR検査」について医療保険適用（3/6～）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）を発表（3/10）

- ・全国的なスポーツ・文化イベント等について、今後概ね10日間程度、中止・延期・規模縮小の継続を要請（3/10）
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部を改正する法律が3月13日に成立（3/14施行）
- ・マスクの転売行為を禁止するための「国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令」が3月10日に閣議決定（3/15施行）
- ・政府備蓄のマスク250万枚を都道府県へ配布（3/18）
- ・生活不安に対応するための緊急措置を発表（3/18）
- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を公表（3/19）
- ・医療機関向けマスク1,500万枚を政府が購入して都道府県に配布（3/23～）

3 本県の体制等

- （1）県関係各課による「新型コロナウイルス関連感染症対策会議」の開催（1/24、1/28）
- （2）副知事を議長とした「新型コロナウイルス感染症に係る対策会議」の設置・開催（1/29）
- （3）知事を本部長とした「山形県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置（2/7）
 - ・第1回本部員会議の開催（2/10）
 - ・第2回本部員会議の開催（2/25）
- （4）知事臨時記者会見の実施
 - ・2月28日、学校における臨時休業等に係る対応を説明
 - ・3月6日、本県の新型コロナウイルス感染症への対応状況について説明するとともに、感染予防の徹底と不確実な情報に惑わされることなく落ち着いた行動をとるよう、県民の皆様にメッセージを発表

4 全国知事会の動き

- （1）新型コロナウイルス緊急対策本部会議を開催し、学校の臨時休業等に伴う対策の全額政府負担による実施や、学校給食の休止やイベントの中止等に伴う事業者・農林漁業者の減収への補償や支援等をはじめとした緊急提言を決定（3/5、6、17）
 - ①新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言
 - ・N95マスク・手袋・防護服などの医療用資機材について政府による責任ある調達・供給
 - ・感染拡大防止対策に必要なマスクや消毒液など民生用物資の安定供給等
 - ・医療現場で迅速に検査を行う体制の確立や、治療薬の早期開発と治療方法の確立
 - ②新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言
 - ・感染状況等に応じた学校再開の基準やこれからの想定スケジュール等の提示
 - ・放課後児童クラブ等の運営にかかる経費への財政措置等
 - ・給食・スクールバス・タクシー業者など関係事業者が生じる損失への補償等
 - ③新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言
 - ・学校の一斉臨時休業により影響が生じる関係事業者等の資金繰りや収入減に対する支援等
 - ・イベントの中止・延期等により影響が生じる関係事業者への融資制度の弾力的な運用等
 - ・地域経済への影響を最小限に留めるための交付金制度の創設や雇用対策の実施等

- ④新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言
 - ・緊急事態宣言の発動の判断基準及び区域設定の考え方の明確化
 - ・国民生活への影響が非常に大きい私権の制限措置の適切な実施に向けた政府の配慮
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望
 - ・国の一斉臨時休業要請終了後の学校再開について考え方の提示
 - ・臨時休業措置に必要な情報について国と都道府県・市町村での共有
- ⑥新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言
 - ・医療現場等へのN95マスクなどの医療用資機材について政府による調達・供給の継続
 - ・社会福祉施設等への衛生物品等について政府による責任ある調達・供給
 - ・イベント等の開催や事業活動を継続していく上での判断基準の明確化
- ⑦改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言
 - ・都道府県との総合調整のための政府対策本部の速やかな設置
 - ・緊急事態宣言の発動の際の都道府県知事との意見の聴取など十分な連携の実施

(2) 飯泉全国知事会会長（徳島県知事）及び関係常任委員長が政府等への要請活動を実施

(3/5、6、18)

5 本県の感染症予防等への対応

(1) 医療体制の整備

- ①医療関係者による「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」の開催
 - ・県内の病院を対象とした連絡会議を開催し、情報共有（2/7）
 - ・患者の受け入れ体制の確認と情報共有を行う第2回会議を開催（3/4）
- ②市町村等の関係機関による「新型コロナウイルス感染症に係る県・市町村等危機管理連絡会議」の開催
 - ・感染が確認された場合に県医師会や県社会福祉協議会、市町村などの関係機関の迅速な対応を確認するための会議を開催（3/6）
- ③衛生研究所における新型コロナウイルスに係る検体の検査
 - ・厚生労働省の検査基準に加え、診察した帰国者・接触者外来の医師と保健所長の判断で幅広く検査を実施
 - ・患者の増加に備え、1日当たりの検査件数を増やすため（60検体→80検体）、検査機器を増設予定（3/25予定）
 - ※3月22日現在 143件の検査を実施（いずれも陰性）
- ④感染症指定医療機関等による患者の受け入れ態勢の整備
 - ・感染症指定医療機関（県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院）における患者の受け入れ態勢を整備
 - ・既存の指定病床18床を超える患者が発生した場合を想定し、感染者が入院できる病床（150床程度）の受け入れ態勢を確認（3/4）
- ⑤新型コロナ感染症外来の拡充
 - ・厚生労働省方針に基づき、患者を専門の医療機関で確実に診療し、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、対応可能な医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置
 - ※3月22日現在 13医療機関
 - ・「新型コロナ感染症外来」と改組（3/23）

⑥感染防止資機材の備蓄等

- ・新型コロナウイルスに対応する医療機関用として、使い捨てマスクやガウン、ゴーグル、手袋等を各保健所に備蓄
- ・保健所における防疫備品（ガウン、ゴーグル等）の追加配備を予定
- ・厚生労働省から政府備蓄分として無償配布されたマスクを県内保健所及び医療機関へ約27,000枚を配布（3/17～）
- ・厚生労働省が購入して確保した医療機関向けマスク1,500万枚のうち、本県分として配布された181,000枚を感染症指定医療機関、市中医療機関、介護施設等に配布予定（3/23～）

⑦患者搬送体制の整備

- ・消防機関を対象とした連絡調整会議を開催し、患者発生時の搬送体制等を確認

(2) 感染症対策に係る注意喚起等の広報と相談対応

①各種広報媒体等を活用した県民の皆様への迅速な情報提供と必要な注意喚起

- ・県ホームページやSNSによる注意喚起及び県内報道機関に対する情報提供（随時）
- ・県政テレビ（2/16）、県政ラジオ（2/7～）による注意喚起
- ・生命保険会社やスーパー・コンビニとの協定に基づく注意喚起チラシの配布（2/下旬～）
- ・臨時の記者会見において知事及び医療統括監より、感染症対策の徹底と医療機関の受診にあたっての注意を喚起（3/6）

②新型コロナ相談窓口の改組

- ・県庁及び県内5保健所に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関等からの相談に対応（1/24～） ※3月22日現在 2,050件の相談受付
- ・「新型コロナ相談窓口」と改組（3/23）

③新型コロナ受診相談センターの設置

- ・厚生労働省方針に基づき、住民の不安を軽減するとともに、患者を専門の医療機関に確実につなぎ、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、県内5保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置（2/10） ※3月22日現在 1,630件の相談受付
- ・「新型コロナ受診相談センター」と改組（3/23）

④医療機関情報ネットワークの多言語対応（システム構築中）

- ・医療機関や薬局の情報を提供する「医療機関情報ネットワーク」の英語対応に加え、新たに中国語簡体字、繁体字、タイ語、韓国語での対応を予定

(3) 学校における一斉臨時休業に係る対応

①一斉臨時休業の指示・要請等

(ア) 公立学校

- ・学校臨時休業等に係る政府の要請に対応し、県立学校に対し、3月2日から春休みまでを臨時休業とすることを指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に要請（2月28日、文書による通知及び知事臨時記者会見を実施）

<各市町村の学校臨時休業の状況>

◆3月2日から【18市町村】

上市市、村山市、東根市、尾花沢市、西川町、大石田町、舟形町、戸沢村、米沢市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、鶴岡市、三川町、庄内町

◆3月3日から【13市町村】

山形市、天童市、山辺町、中山町、河北町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、酒田市、遊佐町

◆その他【4市町村】

寒河江市：3月2～4日、新庄市・鮭川村：3月2～3日、南陽市：3月3～4日

・県立学校に対し、臨時休業に引き続き春休み（学年末休業・学年始休業）とし、当面の間、これまでと同様に生徒は登校せず、講習や部活動も行わないことを指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に依頼（3/12）

(イ) 私立学校

・文部科学省の通知を踏まえ、各私立高校に対し、臨時休業等を要請（2月28日、文書による通知）

・全ての私立高校（全日制）で臨時休業の実施を決定（通信制高校は3月中の登校日なし）

②児童生徒の居場所の確保に係る体制整備

・知事と教育長連名により、学校の臨時休業に伴う児童生徒の居場所の確保に係る体制整備（学校の施設の活用や放課後児童クラブでの対応、教員への支援の要請など）について各市町村長・教育長に対して文書により依頼（3/1）

・県立特別支援学校へ、学校の臨時休業に伴う幼児児童生徒の居場所の状況把握、福祉事業所等の各種サービスの情報提供、学校施設を活用した柔軟な対応について、文書により検討を指示（3/1）

③子どもを持つ職員・従業員等への配慮に係る企業等への協力要請について

・企業等に対し、保護者の休暇取得や在宅勤務、短時間勤務、時差出勤等の配慮を要請（2/28）

④自宅で過ごす児童と保護者に向けた情報提供

・「やまがた子育て応援サイト」で、長い時間自宅等で過ごすお子さんと保護者のみなさんに役立つ情報や活用できる動画等のリンクを紹介（3/7～ 随時更新予定）

(4) 令和2年度山形県公立高等学校入学者選抜における対応

・新型コロナウイルス感染症に罹患した志願者またはその疑いのある志願者が、受検できない状況が生じた場合に受検機会を確保するための特例措置を公表（3/4）

※3月10～11日に実施した入学者選抜において、特例措置の該当者はなし

・合格発表については、大型掲示板等による一斉発表は行わず、学校敷地内の複数箇所において「合格者受検番号一覧」の配付をもって実施（3/17）

(5) 卒業式に関する指示・要請等

・県立学校に対し、卒業式は最短の時間で終了するとともに、参加者は卒業生と教職員に限定し、保護者は代表1名とし在校生は必要最小限とすることなどについて指示。市町村立学校についても同様の対応とすることを市町村教育委員会に要請（2/28）

・小中学校の卒業式に関し、県教育委員会は各市町村教育委員会の判断を尊重するものであり、児童生徒の発達段階を踏まえた心情等にも配慮したうえで、適切に対応いただきたい旨を県教育長が記者会見するとともに、各市町村教育委員会に文書により依頼（3/6）

(6) その他学校に関する対応

・文部科学省が4月16日に予定していた全国学力・学習状況調査の実施を延期したことなども考慮し、同日に予定していた県が独自に実施している県学力等調査の延期を決定（3/19）

(7) 令和2年度県立米沢栄養大学一般入試（後期日程）における対応

・3月12日の一般入試（後期日程）における面接の中止を決定（大学入試センター試験の成績と調査書の内容で可否を決定）（3/5）

(8) イベント等への対応

- ・県主催のイベント等で一般の方が参加するものについては、感染予防の観点から当面の間、開催の中止や延期を決定（県ホームページ等により周知）

6 本県経済等への影響及び対応

(1) 影響

・本県から中国に進出している県内企業（56社）については、多くの企業が操業再開してきているものの、物流の遅延・停滞や従業員が一部確保できないなどの状況がみられ、生産活動が停滞しており、フル操業まで時間を要している状況にある。

・その他の県内企業においては、中国からの部品、原材料等が調達できないことにより、自動車や電子機器関連の企業などで、生産活動の停滞がみられるとともに、中国経済の減速等に伴い受注量が減少する企業が出てきている。

また、世界レベルでの感染拡大が続く中、株価の下落や円高傾向による県内経済への影響の懸念が広まっている。

・飲食業、旅館・ホテル等については、政府による不要不急の集まりへの自粛の呼び掛けや学校臨時休業の要請もあり、卒業謝恩会をはじめとする宴会等のキャンセルが相次いでいるほか、新規予約も低調で売上げが大きく減少している。

・学校臨時休業に伴う、スクールバスの運行休止や学校給食の休止により、スクールバス運行請負業者や学校給食請負業者、納品業者、農産物の生産者等に影響が出ている。

・山形空港の伊丹便1往復が需要減退により一時減便（3月12～4月5日）

・庄内空港の羽田便1往復が需要減退により一時減便（3月9～31日（※28日のみ減便せず通常運航見込み））

・旅行を手控える動きが広がる等、県内の宿泊施設や観光立寄施設、旅行会社では、宿泊や旅行のキャンセルが相次いでいるほか、3月の予約も前年を大きく下回り、売上げの大幅な減少が見込まれている。

・台湾と本県を結ぶ国際定期チャーター便の4月及び5月の運航見合わせとともに、酒田港に寄港予定の外航クルーズ船の寄港が一部中止となっている。

・庄内交通 夜行高速バス「東京ディズニーランド®線」が需要減退により一時全便運休（3月24～4月22日出発分）

・庄内交通 夜行高速バス「京都・大阪・USJ線」が需要減退により一時全便運休（3月23～4月23日出発分）

(2) 対応

① 県の支援策

・山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）の対象事象に「新型コロナウイルス」を指定

・特に売上げの減少が大きい中小企業者・小規模事業者を対象に、県、市町村、金融機関の負担により、山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）を無利子とする制度を創設

・政府のセーフティネット保証4号・5号の本県指定により、セーフティネット保証の認定を受けた中小企業者が、商工業振興資金（地域経済変動対策資金）を利用した場合に保証料が無料

・「新型コロナウイルスに関する特別金融相談窓口」の設置（2/25～）

※3月22日現在 125件の相談受付

・少雪・暖冬対策と合わせ、宿泊クーポンの発行による割引事業を実施

・花き産業を応援するため、「花を飾ろう！花を贈ろう！運動」を実施

②学校臨時休業等に伴い事業活動に影響が生じる県内企業への対応

- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う緊急経済対応会議」を、知事を議長として3月1日に設置し、同2日及び9日に会議を開催。
- ・「新型コロナウイルスに係る学校臨時休業に伴う特別相談窓口」を商工労働部産業政策課内に設置(3/2～) ※3月22日現在 12件の相談受付
- ・県内経済活動への影響を把握し、全国知事会を通して政府への緊急提言を実施
- ・金融三団体(銀行協会、信用保証協会、信用組合協会)に対し、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援(返済猶予や借換等)を要請(3/19)
- ・新型コロナウイルスに係る経済金融連絡会議を開催(3/19)
政府及び県の経済施策の情報共有及び県からは金融機関に対し迅速な融資審査と柔軟な対応を
商工団体に対しては企業への適切な指導・助言を要請

③政府の支援策の活用

(ア) 資金繰り支援(経済産業省、農林水産省)

- ・セーフティネット保証4号(自然災害等)及び5号(業況悪化の業種)を発動し、信用保証協会において一般保証とは別枠で案件に応じて100%保証(4号)または80%保証(5号)保証による資金繰りの支援
- ・日本政策金融公庫による特別貸付と売上げが減少した事業者※への特別利子補給制度による実質的な無利子化
※個人事業主⇒要件なし、小規模事業者⇒売上高▲15%、中小企業者⇒売上高▲20%
- ・危機関連保証を発動し、信用保証協会においては一般保証、セーフティネット保証とは異なる別枠での100%保証による資金繰り支援
- ・商工中金及び日本政策投資銀行による危機対応業務(中小企業に加え、大企業・中堅企業への資金繰り支援)
- ・日本政策金融公庫による衛生環境激変対策特別貸付制度の発動
- ・日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金等による資金繰りの支援

(イ) 雇用調整助成金の特例措置の対象事業主拡大(厚生労働省)

(ウ) 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(厚生労働省)

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金(日額上限8,330円)の創設
- ・個人についても、業務委託契約等に基づき、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に、臨時休業した小学校等の子の保護者が就業できなかった日数に応じて定額(4,100円/日)を支援

(エ) 個人向け緊急小口資金等の特例の創設(厚生労働省)

- ・山形県社会福祉協議会において、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により一時的に収入が減少した世帯等を対象として、緊急小口資金等の特例貸付を実施予定(3/25～)

以上

感染症の専門家からいただいた意見

今回の見直し方針に関する素案を作成し、県内 4 名（県医師会長、県衛生研究所長、感染症専門医 2 名）及び県外 2 名（国立感染症研究所、東北医科薬科大学）の専門家に送付し、政府の専門家会議（2020 年 3 月 19 日）の見解も踏まえた修正意見や助言等を求めたところ、3 月 21 日（土）午前 11 時までに 5 名の先生から回答がありました。

（県外 1 名の先生はご多忙のようで、現時点でお返事をいただいております。）

以下に、意見の概要を紹介します。（表現の一部を改変しております。）

1. 県主催のイベント等の開催方針の見直し(案)について

・概ね賛成です。一点だけ、高齢者が参加を規制するよう説明ではなく、「高齢者には自分でリスク判断をして参加して頂く」という趣旨の説明をしてはいかがでしょうか。

・5 月の連休明けまで現行の方針を維持し、条件を緩和すべきではない。

（理由）県内で発生するとしたら、県外から来た人が県内での感染源になる可能性が高い。

私が産業医をしている会社のほとんどで、4 月の人事異動で東京や横浜から来る人がいる。また、イベントの開催条件を緩め、大きなイベントが開催されると県外から多くの人が入ってくる。

3 つの条件をクリアすればよいとなっているが、この条件は開催場所だけの条件であり、開催場所に人が集まる交通手段や移動行動に関する条件が抜けている。移動中に感染する可能性は北海道で電車に乗って外国人がマスクなしに咳き込んでいて、この外国人から感染した可能性が高いという症例が示されている。

また、県内で一例も発生していない状況下で、県がイベントの開催条件を緩和すると、それを知った県民の新型コロナウイルス感染症に対する警戒心が緩むことになり、感染拡大につながるおそれがある。

・「換気の状態」の「定期的に」は曖昧なので、「1 時間に 1～2 回程度の定期的な換気」といった説明にしたほうがよい。また、イベント会場によっては、空調換気システムが持続的に稼働している所もありますので、配慮が必要と思います。

・「人の密度」や「近距離での会話を避ける」については、イベントの開催当日にも、注意事項を記載したチラシの配布、あるいは会場でアナウンスをするなどの工夫があってもよい。

・「参加される方は、自ら健康チェックを行っていただき、37.5℃以上の発熱や風邪様症状がある場合は参加を自粛していただく」といった文章を追加してはいかがでしょうか。

・イベント参加者の中から感染者が確認された場合に備えて、参加者の氏名や連絡先を把握することも必要ではないでしょうか。万一のクラスターの発生に備えて、確実に濃厚接触者を追跡できるようにする目的です。

2. 県立学校における春休み(学年末休業・学年始休業)の対応(案)について

- ・概ね賛成です。専門家会議は、休校の効果について具体的に示していないようです。もともと、休校は内閣官房が主導して決めたもので、専門家会議が評価することでもないかもしれません。ともあれ、具体的効果が示されない以上、これ以上休校を続ける合理的理由は見当たりません。まずは正規の授業ではなく部活と学校開放からということになるでしょうが、特に部活などについては、屋外スポーツ（野球やサッカーなど）を中心に、制限なく思いっきりやらせてあげていいのではないのでしょうか。
- ・学校の再開にあたっては、登校前に体温測定してもらい、発熱（37.5℃以上）や風邪症状がある場合は担任に連絡し、登校しないようにすることも記載したほうがよい。また、手洗い、咳エチケットとともに、「ウイルス侵入の門戸となる、顔面の目、鼻、口などへ手を触れることを避ける」なども記載されると良かと思えます。加えて、コロナウイルスの場合、学校では机やドアに加えて、トイレなども感染源となるので、トイレの清掃や消毒なども重要なポイントとなるかと思えます。
- ・対人競技（柔道、剣道、相撲等）においては、近距離での対人練習をしない。
 - これでは事実上、通常の練習が出来ないこととなりますので、あまり現実的ではないと思えます。「部活前に全員が体温を測定する（家で測定してくる）ことによる体調管理」を追加することなどが重要と思えます。
- ・チームスポーツにおいては、人が密集するような機会を少なくすること（個人技能を高める練習等を実施）。
 - 同上です。特に屋外のサッカーや野球などは、上記の体調管理（部活前の体温測定等）を徹底すれば、普通にやって構わないのではないかと思えます。
- ・対応（案）の本文の最初の段落に、「実施にあたっては、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底・・・」とありますが、基本的な対策として、「登校前の発熱等の症状の有無の確認と体温測定などの体調管理」も追加記載したほうがよい。これは、登校する児童・生徒だけでなく、校内を巡回する教職員に対しても必要な対応です。（米国の長期療養施設では、複数の施設を担当した職員が感染リスクとされた事例があります。）
- ・居場所等の提供の「実施上の留意点」の「エ. 消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒など） → 「消毒薬の設置」については、置いておくだけでなく、消毒担当職員を巡回させる（実益とパフォーマンス・意識向上）という方法もあるかもしれません。NHK ニュースで報道していたように、クルーズ船に乗船し支援した 2,700 人の自衛隊員の中から 1 人も感染者を出さなかったケースでは、アルコールを持った担当隊員がいて、何かあるとすぐに消毒していました。
- ・部活動の再開の「実施する上での留意点」の「ア. 活動内容・道具等の使用」の説明中、「屋内に多くの生徒が集まらない」のところですが、特に運動部については、「部室」の利用についても注意してはいかがでしょうか。例えば、「部室では着替えのみとする」という注意事項を追加するなどです。生徒さんたちは、換気の悪い部室の中で長時間おしゃべりを続けると思いますので。

3. その他の意見

- ・今回の専門家会議の提言でも「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取組の必要性を訴えています。4月になると、人事異動や新学期で全国各地から新しい人々が山形にやってきます。また春休みで海外旅行に出かけてきた人々もいると思います。その人々が大人数で宴会や懇親会（いわゆる飲み会）を開催すると、そこにもし感染者が紛れ込んでいた場合、山形でもクラスター発生の可能性が高まります。したがって、飲み会を全面禁止する必要はないと思いますが、できるだけ少人数での開催を呼びかけてはいかがでしょうか。例えば、1グループにつきテーブル1つくらいまで（≒10人以下）とすれば、万一クラスターが発生しても小規模に抑え込めるかもしれません。制限期間としては、歓迎会シーズンが終わる4月下旬（～ゴールデンウィーク）まででしょうか。
- ・同じく昨日の提言の中で「医療体制の構築」にも言及されています。これに間接的に関連しますが、一般市民の面会禁止に関する意見です。現在、各病院で面会者を制限・禁止していますが、その管理のために多数の病院職員が動員されており、病院への大きな負荷となっています。ところが、各病院で対応するだけでは正直、どの病院でもあまり面会者を減じる効果は得られていないようです。以前から山形では、大勢でぞろぞろお見舞いに来る方々が多い印象です。これまでも面会者からインフルエンザが院内感染した事例が多数ありますが、新型コロナウイルス感染症でも同様の事例が起り得ます。昨日（19日）、知事からもお話ししていただきましたが、院内感染リスクをできる限り減らすためにも、感染流行が終息するまで、お見舞い・面会の禁止を引き続きより強く市民に啓発していただきたいです。今後、各病院の診療体制を長期間に渡って同じレベルで維持するためにも、減らすことができる負荷は少しでも減らしたいです。

（文責：医療統括監 阿彦忠之）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（2020年3月19日）

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」

（イベント開催や学校等に関連する見解等の要点を抜粋；一部表現改変）

1. 国内外の状況分析等を踏まえた基本戦略の維持・強化

現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要がある。そのため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略は、さらに維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならない。

欧州や米国などの諸外国で新規感染者数が急増しており、中東、東南アジア、アフリカなどでも大規模感染拡大が推定されるなか、こうした国々から我が国に持ち込まれる新型コロナウイルスへの対応や、国内においてもクラスターの感染源が追えない事例が散発的に発生していることなどへの対策は依然として必須であり、クラスターの早期把握とともに、地域ごとの状況に応じた「市民の行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」をお願いすることなどにより、いかにして小規模な感染の連鎖に留め、適切な制御を行った上で収束を図っていけるかが重要である。クラスターの感染源がわからない感染者が増加すると、いつか、どこかで爆発的な感染拡大・患者急増（オーバーシュート）が生じ、重症者の増加を起しかねない。

2. 国内での様々な対策の効果等

日本全国で見れば、大規模イベント等の自粛や学校の休校等の直接の影響なのか、それに付随して国民の行動変容が生じたのか、その内訳までは分からないものの、一連の国民の適切な行動変容により、国内での新規感染者数が若干減少するとともに、効果があったことを意味している。しかしながら、海外からの流入は続いており、引き続き、市民や事業者の皆様が、最も感染拡大のリスクを高める環境、すなわち「①換気の悪い密閉空間」、「②人が密集している」、「③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場での行動を十分抑制していただくことが重要である。

3. 今後の見通し（爆発的患者急増が起きないように）

もし大多数の国民や事業者の皆様が、人と人との接触をできる限り絶つ努力、及び「3つの条件が同時に重なる場」を避ける努力を続けていただけない場合には、既に複数の国で報告されているように、感染に気づかない人たちによるクラスターが断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じ、そして、ある日、爆発的患者急増（オーバーシュート）が起りかねない。

これまでの事例をみると、症状の軽い方が、感染に気がつかないまま、街を出歩いて感染を拡大させている可能性があり、こうした方々を含め、地域の皆さん全員が「3つの条件が同時に重なる場」を避けるなどの行動変容を徹底していただくことが極めて重要。

オーバーシュートのリスクを高めるのは、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい

状況が生じやすい「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」である。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高める。また、規模の大きなイベントの場合、会場に感染者がいた場合に、クラスターの連鎖が発生し、爆発的な感染拡大のリスクを高める。現時点では、安全な規模や地域による基準を設けられるような科学的な根拠はない。

4. 地域ごとの対応に関する基本的考え方

(1) 感染状況が拡大傾向にある地域

まん延のおそれが高い段階にならないように、地域における独自のメッセージやアラートの発出、一律自粛の必要性について適切に検討する必要がある。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべき。

(2) 感染状況が収束に向かい始めている（一定程度に収まっている）地域

人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討する。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター発生 of 早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要がある。

(3) 感染が確認されていない地域

学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠である。

5. 提言

◎ 政府及び地方公共団体への提言

(1) 北海道の経験を生かす

北海道の経験は、他の地域においても、政府との緊密な情報連携により、地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性を示唆している。

(2) 「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取り組みの徹底

まん延防止に当たっては、国民の行動変容を一層徹底していく必要がある。このため、専門家会議としては国に対して、3つの条件が同時に重なった場を避けることの必要性についての周知広報の充実を求める。

(3) 学校等について

春休み明け以降の学校に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくことが重要である。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気

の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要である。併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にも留意する。

大学等においては学生等に対して、感染リスクを高める行動を慎むよう、正確な情報提供や周知が必要。特に春休み期間に、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、新たな渡航の慎重な検討や一時帰国を含めた安全確保の対応方策の検討に加え、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう、学生等への情報提供や周知が必要である。

◎市民と事業者の皆様へ（※注:県がイベントを主催する場合は、県も事業者）

(1) 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い

集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場ということが分かっています。（例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターが発生）

皆さんが、「3つの条件が同時に重なった場所」を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救えます。

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

(3) 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い皆様へのお願い

高齢であれば比較的健康であっても感染し、重症化する可能性が高いことがわかっています。また、持病にも様々なものがあるが、できるだけ良好にコントロールして、感染リスクを下げるような行動をお願いします。また通常の予防接種も、感染症の複合にならないために重要です。これまでは外出機会の多かった方におかれましても、今後は感染リスクを下げるよう注意をお願いします。特に、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などへの訪問は避けてください。

なお、外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。お一人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。

(4) 高齢者や持病のある方に接する機会のある職業ならびに家庭の方へのお願い

高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が、当分の間求められます。

(5) 若者世代の皆様へのお願い

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くありません。しかし、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られます。このため、感染の広がりをできるだけ少なくするためには、改めて、3つの条件が同時に重なった場に近づくことを避けていただくようお願いします。

特に、オーバーシュートのリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることもわかってきました。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めますので、十分に注意して行動してください。

(6) 大規模イベント等の取り扱いについて

以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められる。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと（例：海外の宗教行事等）
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること
（例：札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること）
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性
（例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播））
- ④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないこと

などの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がることが懸念される。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には、以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要がある。

また、仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要である。

- ① 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
- ② 密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター感染の発生リスクが高い状況の回避
- ③ 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

などへの対応を講ずることが求められる。

(→ 別添「多くの人々が参加する場での感染対策のあり方の例」を参照)

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）

本専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容等に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめています。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、現状の状況分析を行い、その正確な情報提供に努めるとともに、政府及び自治体に対し提言を、国民の皆様及び事業者の方々に対しお願いをすることとしています。

分析結果等はあくまでも現時点のものであり、随時、変更される可能性があります。

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。この感染症については、まだ不明の点も多い一方、多くのことが明らかになってきました。例えば、この感染症に罹患しても約80%の人は軽症で済むこと、5%程の方は重篤化し、亡くなる方もいること、高齢者や基礎疾患を持つ方は特に重症化しやすいことなどです。これまで世界で19万人以上の感染者と、8,000人近い死亡者が報告されています。本専門家会議は、新型コロナウイルス感染症について十分な注意と対策が必要な感染症であると考えています。特に、気付かないうちに感染が市中に拡がり、あるときに突然爆発的に患者が急増（オーバーシュート（爆発的患者急増））すると、医療提供体制に過剰な負荷がかかり、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることが懸念されます。こうした事態が発生すると、既にいくつもの先進国・地域で見られているように、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）に追い込まれることとなります。

私達は、我が国がこのような事態を回避し、できるだけ被害を小さくするための提案として、本提言を取りまとめました。政府や国民の皆様などには内容をご理解いただき、我が国の被害を少しでも減らすための政策や行動につなげていただきたいと思います。

II. 状況分析等

1. WHOによるパンデミックとの認識（3月11日）と日本の対策について

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は、2020年3月11日の会見において、世界で感染が拡がりつつある新型コロナウイルスについて、「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しました。中国、韓国以外での感染状況が加速する現状に強い懸念が示されましたが、「事態をパンデミックと描写することそれ自体が、ウイルスの脅威に対するWHOの評価や、WHOの対応、各国の対応を変えることにはならない」とも述べ

ています。

以上のことから、専門家会議としては、現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要があると考えています。そのため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略は、さらに維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならないと考えています。

さらに、これまで報告の少なかった欧州や米国などの諸外国で新規感染者数が急増しており、中東、東南アジア、アフリカなどでも大規模感染が広がっていることが推定されることなどから、感染者ゼロを目指す国内での封じ込めは困難な状況です。このため、こうした国々から、我が国に持ち込まれる新型コロナウイルスへの対応や、国内においても、後述する、クラスター（患者集団）の感染源（リンク）が追えない事例が散発的に発生していることなどへの対策は依然として必須であり、クラスターの早期把握とともに、地域ごとの状況に応じた「市民の行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」をお願いすることなどにより、いかにして小規模な感染の連鎖に留め、それぞれの地域において適切な制御を行った上で収束を図っていけるかが重要になってきています。

2. クラスター対策の現状について

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は、2020年3月13日の事務局長のステートメントにおいて、日本が「クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」という戦略をとって様々な取組を進めてきたことを高く評価しています。諸外国では数百～数千人規模の感染者数になるまで介入されなかったことが死亡者数の急増を引き起こしたものと考えられますが、日本では少人数のクラスター（患者集団）から把握し、この感染症を一定の制御下に置くことができていることが、諸外国との患者発生状況と死亡者数の差につながっていると判断しています。

これまで、厚生労働省のクラスター対策班では、感染者、濃厚接触者、保健所、地方公共団体のご協力を得て、クラスター（患者集団）を早期に発見し、その方々に対して人と人との接触をできるだけ絶つよう要請しながら、継続的に健康状態を確認する、という活動をしてきました。その結果、急速な感染拡大を抑制することに成功している地域も出てきています。

しかしながら、現在の国及び地方公共団体におけるクラスター対策の実施体制には、そもそもクラスター（患者集団）対策を指揮できる専門家が少ないことや、帰国者接触者相談センターへの対応を含めて保健所における労務負担が過重になっており、クラスター対策に人員を割けないことなど様々な課題が存在しています。

3. 北海道の感染状況と対策の効果について

【注意】※：新型コロナウイルス感染症の感染から発病に要する潜伏期間の平均値は約5日間であり、発病から診断され報告までに要している平均日数は約8日間となっています。そのため、我々が今日見ているデータは、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものである、すなわち3月上旬頃の状況であるというタイムラグがあることをご理解下さい。

急激な感染拡大の兆候があった北海道においては、2020年2月28日に知事より緊急事態宣言が発出され、週末の外出自粛要請のほか、大規模イベントの開催自粛、学校の休校などが行われました。その他にも、道民や事業者、若者が主体となった啓発の取組みが、いち早く進展しています。

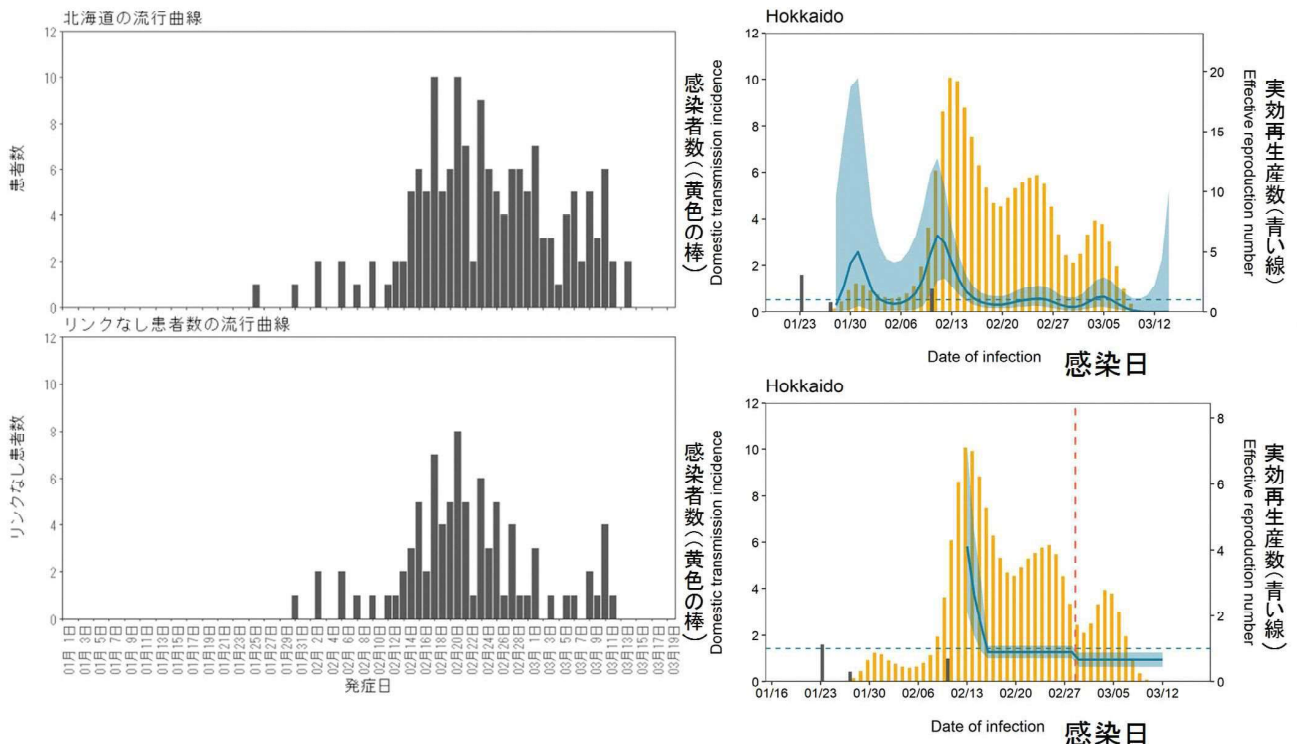
北海道の感染状況を見ると、緊急事態宣言が出される前の2月27日、28日には10名を超える新規感染者の報告が続きましたが、その後急激な感染拡大を示す状況は認められておらず、直近の数日では0～5名以内の報告に留まっています(図1左)。流行規模の拡大には至っていませんが、他方、感染源(リンク)が追えない新規感染者数は横ばいに留まっており、コミュニティにおける伝播は確実に止まっています。

また、図1に示すように、**実効再生産数**(感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値)は、日によって変動はあるものの概ね1程度で推移していましたが、緊急事態宣言の発出後は1を下回る日も増えていきます。(図1の青い線を参照)。**緊急事態の発生前と発生後の同一期間(2月16日～28日と29日～3月12日)で実効再生産数を推定すると0.9(95%信頼区間:0.7、1.1)から0.7(95%信頼区間:0.4、0.9)へと減少をしました。**

さらに、北海道においては、感染者、濃厚接触者、地方公共団体、保健所の皆様のご協力とご努力により、クラスター(患者集団)を十分に把握できたことで、この感染症の爆発的な増加を避けることができたと考えています。以上の状況から、**専門家会議として、北海道では一定程度、新規感染者の増加を抑えられていることを示していると判断していますが、依然として流行は明確に収束に向かっておらず憂慮すべき状態が続いていると考えています。また、北海道知事による緊急事態宣言を契機として、道民の皆様が日常生活の行動を変容させ、事業者の方々が迅速に対策を講じられたことについては、急速な感染拡大の防止という観点からみて一定の効果があったものと判断**しています。

ただし、緊急事態宣言、大規模イベントの自粛要請等のうち、どのような対策やどのような行動変容が最も効果を上げたかについては定かではありません。また、決してこの先について楽観視できる状況になったわけではなく、最近、患者数が増加傾向にある札幌などを含め、引き続き、これまで集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けるための取組を行っていく必要があります。

図1. 北海道における流行曲線、推定感染時刻と実効再生産数



左上：発病時刻に基づく流行曲線。左下：リンクのない感染者の流行曲線（報道発表ベース）。
 右上：推定された感染時刻別の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生、灰色は輸入感染者）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。右下：緊急事態宣言前後の同一期間（2月16日～28日と29日～3月12日）を定数と想定した場合の実効再生産数の推定値。

4. 現在の国内の感染状況と対策の効果について【注意】※

(1) 国内の感染状況について

北海道以外の新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、都市部を中心に漸増しており、3月10日以降、新規感染者数の報告が50例を超える日も続いています。また、高齢者福祉施設で集団感染が発生する事例があります。このことは、既に一定の地域では感染が広がりつつあり、高齢者など感染に弱い立場の方々に症状が現れてしまったことを意味しています。

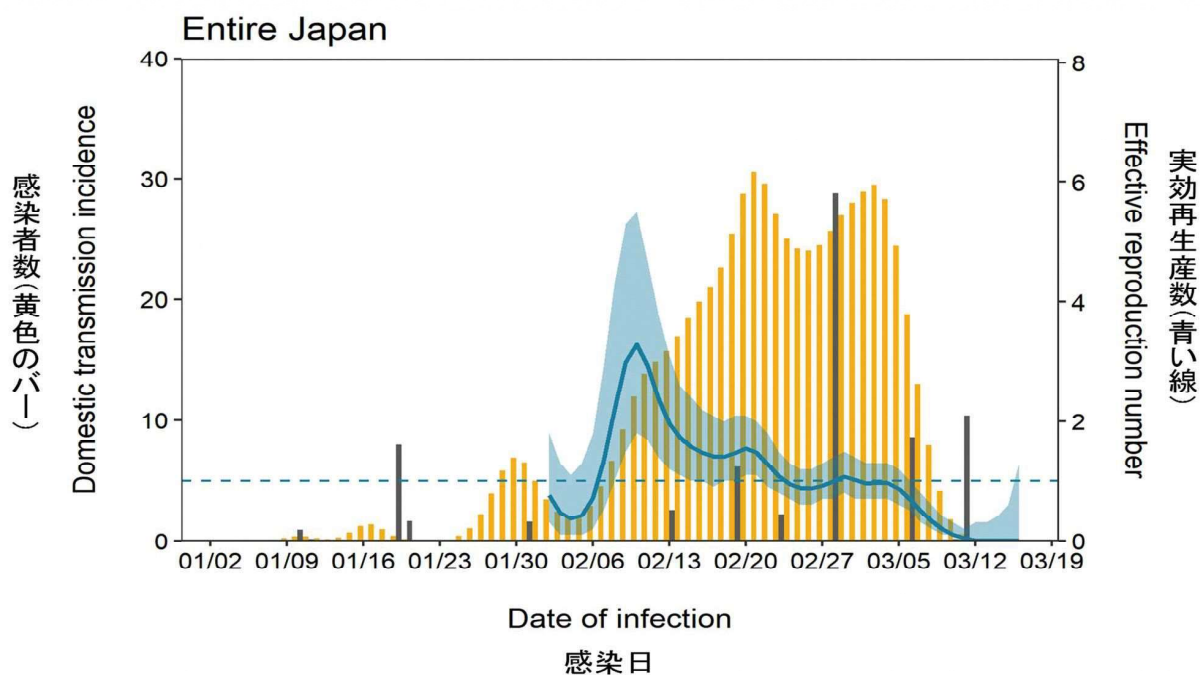
図2に示したように、日本全国の実効再生産数は、日によって変動はあるものの、1をはさんで変動している状況が続いたものの、3月上旬以降をみると、連続して1を下回り続けています。今後とも、この動向がどのように変化するか、注意深く観察を続けながら、状況に応じた必要な対応をその都度、機敏に講じることが求められます。

また、図3に示したように、感染源（リンク）が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しています。今後、クラスター（患者集団）の感染源（リンク）が分

からない感染者が増えていく場合は、その背景に、どのような規模の感染者が存在しているかがわからなくなることを意味しています。現時点では、こうした感染経路が明らかでない患者が増加している地域は局地的かつ小規模に留まっているものの、今後、こうした地域が全国に拡大し、さらに、クラスター（患者集団）の感染源（リンク）が分からない感染者が増加していくと、いつか、どこかで爆発的な感染拡大（オーバーシュート（爆発的急増））が生じ、ひいては重症者の増加を起しかねません。

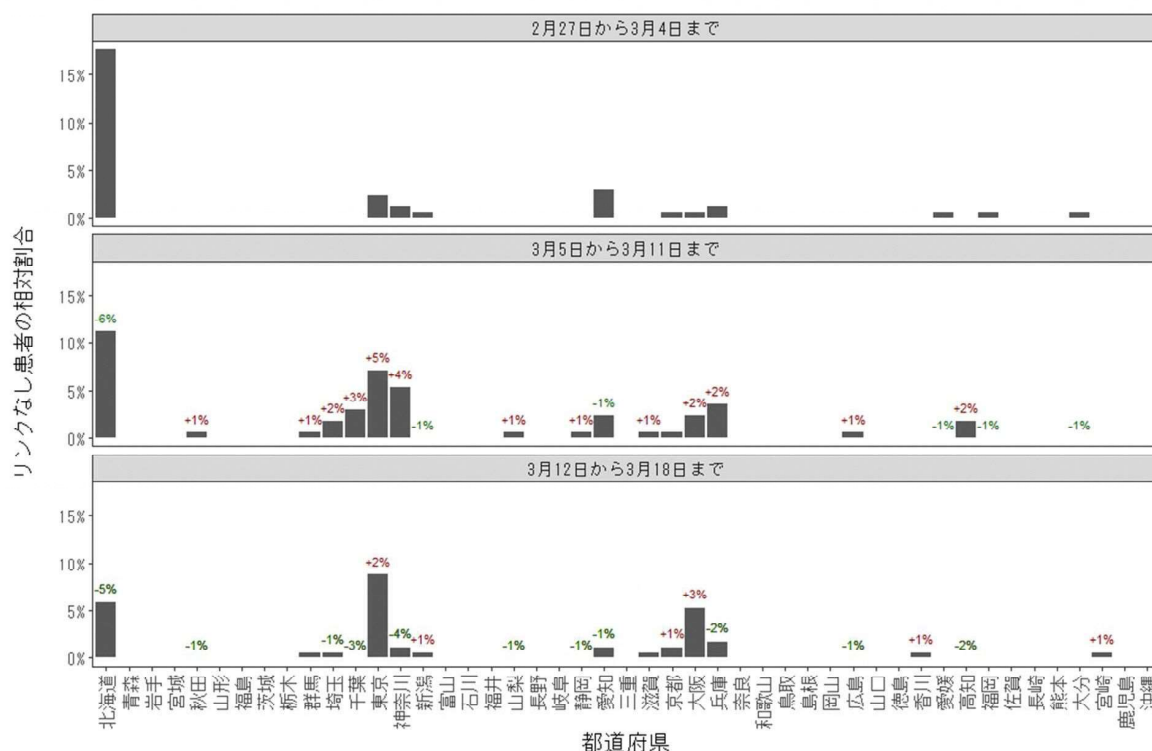
以上の状況から、日本国内の感染の状況については、3月9日付の専門家会議の見解でも示したように、引き続き、持ちこたえていますが、一部の地域で感染拡大がみられます。諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考えています。

図2. 感染時刻による実効再生産数の推定（日本全体）



注：カレンダー時刻（横軸）別の推定の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生、灰色は輸入感染者）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。

図3. 都道府県別にみた感染源（リンク）が未知の感染者数の推移



注：2020年2月27日～3月4日、3月5日～11日および3月12～18日の間に報道発表された各都道府県の感染源がわからない感染者数の相対割合（各期間中の全国総計値を100%としたときの各都道府県の割合）。これらのうち積極的疫学調査によって感染源が探知された者は、今後、集計値から引かれていくこととなる。流動的な数字であることに注意が必要である。

(2) 国内での様々な対策の効果について

北海道以外の地域においても、政府によって要請された大規模イベント開催自粛や、全国一斉休校が実施されたほか、急速な感染拡大が危惧される地域における的確な積極的疫学調査の実施などが行われました。

この結果、たとえば、時差出勤への協力により、首都圏ではピーク時の乗車率が減少するなど、事業の特徴に応じた事業継続方法の変更や働きやすい環境整備に工夫が凝らされています。

それらがなかったこととの比較はできないものの、現時点では、「メガクラスター（巨大な患者集団）」の形成はなされていないと推測されます。また、図3で示したように、都市部を有する地域を中心に発症者の漸増が認められています。一方、日本全国で見れば、大規模イベント等の自粛や学校の休校等の直接の影響なのか、それに付随して国民の行動変容が生じたのか、その内訳までは分からないものの、一連の国民の適切な行動変容により、国内での新規感染者数が若干減少するとともに、効果があったことを意味しています。しかしながら、海外からの流入は続いており、また、一般に感染症の増減には一定の小幅なサイクルが存在していることなどから、引き続き、その動向を注視し

ていくとともに、市民や事業者の皆様に、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動を十分抑制していただくことが重要です。

(3) 重症化する患者さんについて

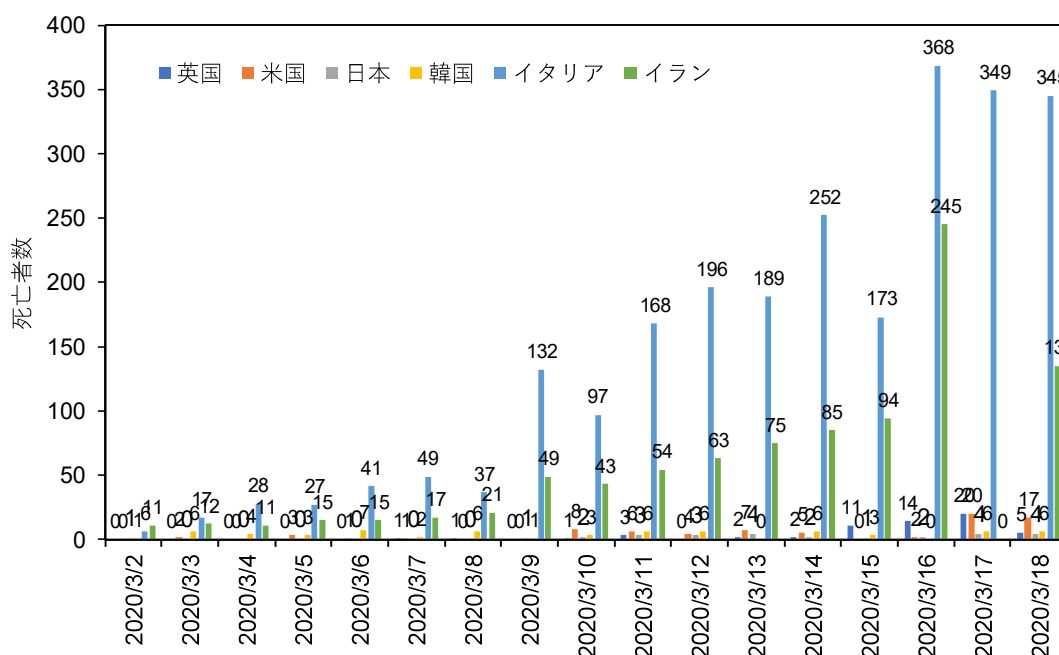
日本国内では、2020年3月18日までに、感染が確認された症状のある人758例のうち、入院治療中の人は579例おり、そのうち、軽症から中等度の人が337名（58.2%）、人工呼吸器を使用または集中治療を受けている人が46名（7.9%）となっています。また、150例（25.9%）は既に軽快し退院しています。

図4に示すように、日本国内では、2020年3月18日までに確認された死亡者数は29名であり、イタリアなどの国と比べて、入院者に占める死亡者数の割合も低く抑えられています。

このことは、限られた医療資源のなかであっても、日本の医師が重症化しそうな患者さんの大半を検出し、適切な治療ができているという、我が国の医療の質の高さを示唆していると考えられます。

しかしながら、既に地域によっては軽症者や回復後の観察期間にある患者等によって指定感染症病床が圧迫されてきていること、死亡者数が増加傾向にある状況も鑑みると、専門家会議としては、欧州で起きているような爆発的な感染拡大の可能性や、それに伴う地域の医療提供体制が受けるであろう影響の深刻さについても、十分考慮しておかなければならないと考えています。

図4. 国別報告日毎の新規死亡者数

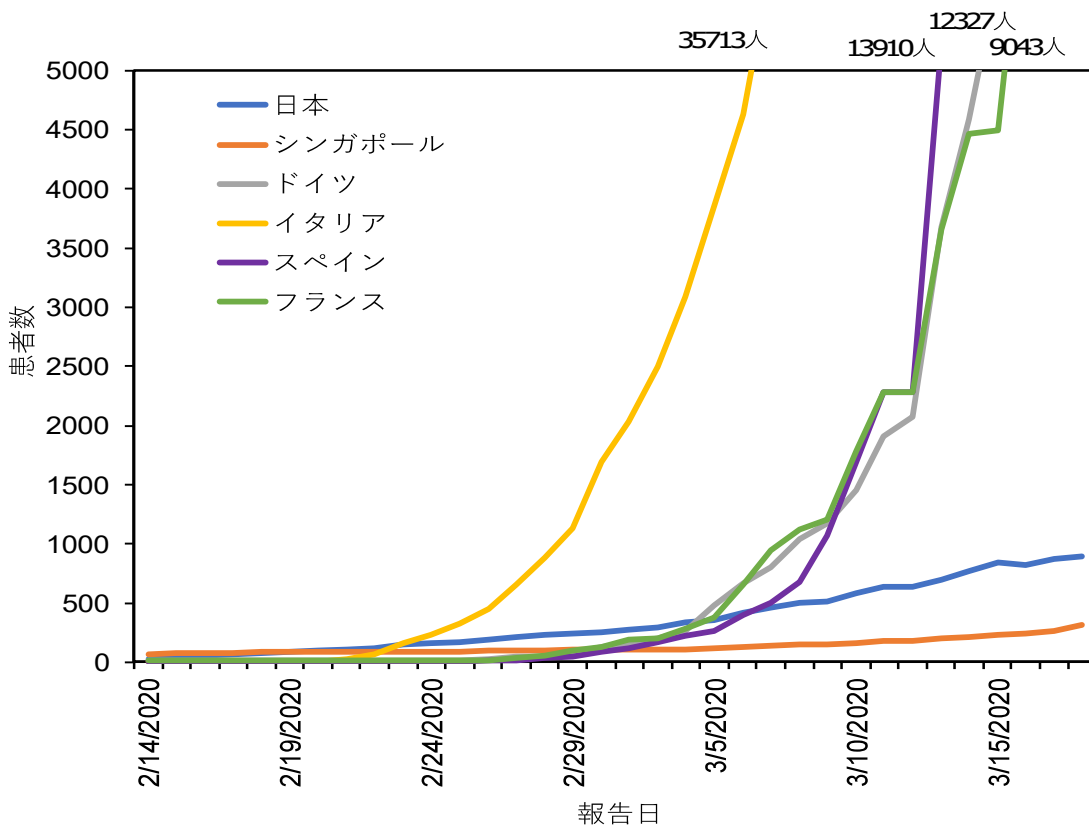


5. 今後の見通しについて

今日我々が見ているこの感染症の感染者数のデータは、感染から発病に要する潜伏期間と発病から診断され報告までに要する期間も含めて、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものにすぎません。すなわち、どこかで感染に気付かない人たちによるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じ、オーバーシュート（爆発的患者急増）が始まっていたとしても、事前にはその兆候を察知できず、気付いたときには制御できなくなってしまうというのが、この感染症対策の難しさです。

もしオーバーシュートが起きると、欧州でも見られるように、その地域では医療提供体制が崩壊状態に陥り、この感染症のみならず、通常であれば救済できる生命を救済できなくなるという事態に至りかねません。このため、爆発的患者急増が起きたイタリアやスペイン、フランスといった国々（図5）では、数週間の間、都市を封鎖したり、強制的な外出禁止の措置や生活必需品以外の店舗閉鎖などを行う、いわゆる「ロックダウン」と呼ばれる強硬な措置を採らざるを得なくなる事態となっています。

図5. 国別の累積感染者数の推移



注：報告日付（横軸）別の国別感染者数の推移。イタリア、スペイン、ドイツ、フランスなどで同様の増殖率で指数関数的増殖が見られる（オーバーシュート）。

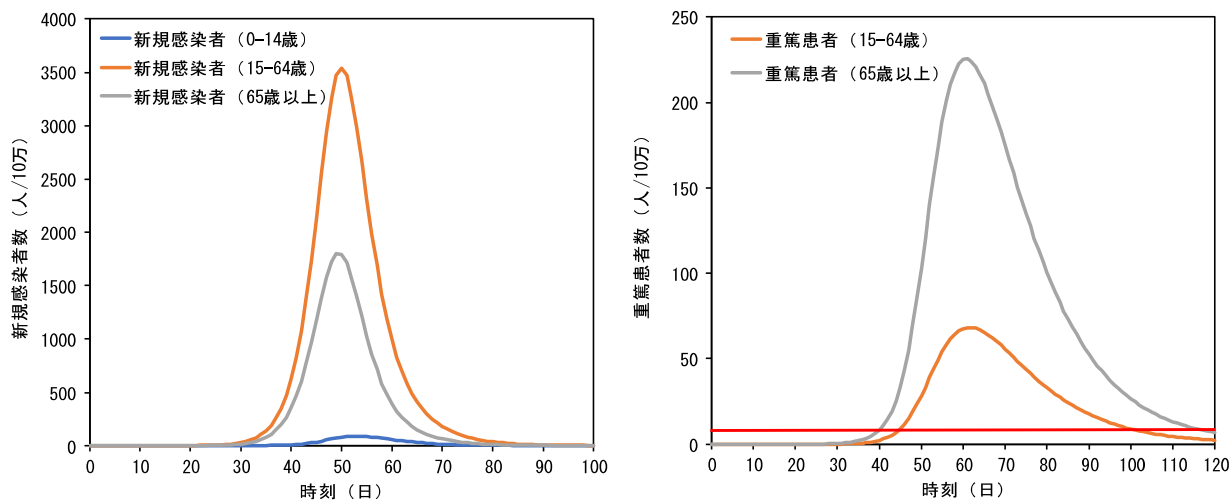
日本のある特定地域（人口 10 万人）に、現在、欧州で起こっているような大規模流行が生じ、さらにロックダウンに類する措置などが講じられなかったと仮定した場合にどのような事態が生じるのでしょうか。北海道大学西浦教授の推計によれば、図 6 のとおり、

基本再生産数（ R_0 ：すべての者が感受性を有する集団において 1 人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）が欧州（ドイツ並み）の $R_0=2.5$ 程度であるとすると、症状の出ない人や軽症の人を含めて、流行 50 日目には 1 日の新規感染者数が 5,414 人にのぼり、最終的に人口の 79.9% が感染すると考えられます。また、呼吸管理・全身管理を要する重篤患者数が流行 62 日目には 1,096 人に上り、この結果、地域における現有の人工呼吸器の数を超えてしまうことが想定されるため、広域な連携や受入体制の充実を図るべきです。

ただし、もちろん今回の推計に基づき各地域ごとに人工呼吸器等を整備するべきという趣旨ではなく、今回示した基本再生算数もたらす大幅な感染の拡大が生じないように、クラスター対策等強力な公衆衛生学的対策を講じることで、これから各都道府県が整備しようとしている医療提供体制を上回らないようにする必要があります。（各地域で整備すべき医療提供体制についての考え方は 6 で示すとおり）

なお、オーバーシュートが生じる可能性は、人が密集し、都市としての人の出入りが多い大都市圏の方がより高いと考えられます。

図6 大規模流行時に想定される10万人当たりの新規感染者数（左）と重篤患者数（右）



注：いずれも 10 万人あたりの新規感染者数等。右図の赤実線は日本国内の 10 万人あたりの使用可能な人工呼吸器台数を示す。

このため、有事に備え、十分な医療提供体制が必要になることは当然のこととして、こうした状況を可能な限り回避するための取組がより重要になります。それには、多くの人々の十分な行動変容を通じた協力が不可欠であり、地域クラスター対策の抜本的拡充だけでは全く不十分です。すなわち、もし大多数の国民や事業者の皆様が、人と人との接触をできる限

り絶つ努力、「3つの条件が同時に重なる場」を避けていただく努力を続けていただけない場合には、既に複数の国で報告されているように、感染に気づかない人たちによるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じます。そして、ある日、オーバーシュート（爆発的患者急増）が起こりかねないと考えます。そして、そうした事態が生じた場合には、その時点で取り得る政策的な選択肢は、我が国でも、幾つかの国で実施されているロックダウンに類する措置を講じる以外にほとんどない、ということも、国民の皆様にあらかじめ、ご理解いただいております。

したがって、我々としては、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組を、地域特性なども踏まえながら、これまで以上に、より国民の皆様徹底していただくことにより、多くの犠牲の上に成り立つロックダウンのような事後的な劇薬ではない「日本型の感染症対策」を模索していく必要があると考えています。

このため、地域別の予兆を少しでも早く把握しながら、もし、特定地域にオーバーシュートの兆しが見られた場合には、まずは、地域別の対応を徹底していただくとともに、全国的にも、より一層の行動変容が必要であると考えています。特に、これまでの事例を見ると、症状が軽い方が、感染に気がつかないまま、街を出歩いて感染を拡大させている可能性があり、こうした方々を含め、地域の皆さん全員が「3つの条件が同時に重なる場」を避けるなどの行動変容を徹底していただくことが極めて重要です。

また、これまでにはわかってきたこととしては、オーバーシュートのリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であるといえます。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めます。また、規模の大きなイベントの場合は、会場に感染者がいた場合に、クラスター（患者集団）の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大のリスクを高めます。

現時点では、安全な規模や地域による基準を設けられるような科学的な根拠はなく、これまでの事例から判断するしかない状況です。

「3つの条件が同時に重なる場」を避けるなど適切な対応をとられれば、オーバーシュートを未然に防ぐこともあり得ますが、国内外の現在の感染状況を考えれば、短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります。

6. 地域ごとに準備が必要な医療提供体制について

上記患者数の見通しに基づき、各地域で完全な医療提供体制を構築することは到底不可能です。また、現時点で有効な治療薬、ワクチンは存在せず、人工呼吸器やエクモといった重症患者に有効な医療機器も使用するためには高度に訓練された医師、臨床工学技士、看護師等が多数必要であり、既存の医療従事者で対応可能な数しか増加させることはできません。

そのため、最もこの感染症による死者を減らすために、まずは各地域で初期に考えられる（すでに各地域に示した患者推計モデルに基づいた）感染者数、外来患者数、入院患者数、重篤患者数に応じた医療提供体制が整えられるよう、この感染症を重点的に受け入れる医療機関の設定や、重点医療機関等への医療従事者の派遣、予定手術、予定入院の延期等できう

るかぎりの医療提供体制の整備を各都道府県が実施することが早急に必要と考えます。

また、毎日の陽性患者数のデータ等を通じて、必要に応じ特に重篤患者に係る広域調整を行うため、都道府県を越えた広域調整本部の設置準備等があらかじめ必要と考えられます。

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限り導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要性が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更には、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。

Ⅲ. 提言等

1. 政府及び地方公共団体への提言

(1) クラスター対策の抜本的な強化

現在の実施体制では、クラスターの早期発見・早期対応という戦略を更に継続するのは厳しく、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行を回避できなくなる可能性があります。

このため、専門家会議としては、抜本的なクラスター対策の拡充を迅速に実施すべきであると考え、その一刻も早い実現を政府に強く要望します。具体的には、①地域でクラスター（患者集団）対策を指揮する専門家を支援する人材の確保、②地方公共団体間の強力な広域連携の推進を図った上で、③地方公共団体間で保持する感染者情報をそれぞれの地域のリスクアセスメントに活用できるシステムを作ること、④保健所が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算の投入等が挙げられます。

(2) 北海道及び各地方公共団体へのお願い

この先、新たな感染者やクラスターの発生もあり得ますので、引き続き注意深く警戒を続けながら、今後は、適宜、必要に応じて、今回と同様の対応を講じることも視野に入れておく必要があります。一方で、この北海道の経験は、他の地域においても、政府との緊密な情報連携により、地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性を示唆していると考えます。感染状況が拡大傾向にある地方公共団体におかれましては、まん延のおそれが高くないように、厚生労働省からもたらされた情報等を基に、まずは、地域住民の行動変容につなげるための自発的な取組の実施も考慮していただきたいと考えます。

(3) 「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取組の必要性に関する周知啓発の徹底

まん延の防止に当たっては、国民の行動変容を一層徹底していく必要があります。

このため、専門家会議としては、国に対しては、3つの条件が同時に重なった場を避けることの必要性についての周知広報の充実を求めます。

(4) 重症者を優先する医療体制の構築

重症患者に対する診療には、特別な知識や環境、医療機器を要するため、診療できる人員と資源を継続的に確保することが重要な課題です。そのため、一般医療機関のうちどの機関が感染者の受入れをするか、あらかじめ決めておく必要があります。その上で、関係医療機関の連携・協力の下、受入病床数を増やすだけでなく、一般医療機関の医療従事者にも新型コロナウイルス感染症の診療に参加していただく支援が不可欠です。

そこで、専門家会議としては、重症者を優先する医療体制へ迅速に移行するため、地域の感染拡大の状況に応じて、受診、入院、退院の方針を以下のように変更する検

討を進めるべきだと判断します。

- 重症化リスクの高い人（強いだるさ、息苦しさなどを訴える人）又は高齢者、基礎疾患のある人については、早めに受診していただく
- 入院治療が必要ない軽症者や無症状の陽性者は、自宅療養とする※。ただし、電話による健康状態の把握は継続する
- 入院の対象を、新型コロナウイルス感染症に関連して持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者とする
- 症状が回復してきたら退院及び自宅待機にて安静とし、電話による健康状態の把握は継続する
- また、症状が軽い陽性者等が、高齢者や基礎疾患がある人と同居していて家族内感染のおそれが高い場合は、接触の機会を減らすための方策を検討する。具体的には、症状が軽い陽性者等が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が受診した上で一時的に別の場所に滞在することなど、家族内感染リスクを下げる取組みを行う

このような基本的考えに立って、地域の実情に応じた、重症度などによる医療機関の役割分担をあらかじめ決めておくことが重要です。

※ 現在は、まん延防止の観点から、入院治療の必要のない軽症者も含めて、感染症法の規定に基づく措置入院の対象としています。

（5）学校等について

春休み明け以降の学校に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくことが重要です。この観点から、まずは、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要です。さらに、今後、どこかの地域でオーバーシュートが生じた場合には、Ⅱ. 7の地域ごとの対応に関する基本的な考え方を十分踏まえていただくことが必要です。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要です。

併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にもご留意ください。

児童生徒や学校の教職員については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活で感染症の予防に努めていくことが重要です。日頃から、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって急速な感染拡大を防げる可能性が高まります。例えば、できるだけ換気を行って密閉空間を作らないようにしたり、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底したり、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことにも心がけてくださるようお願いいたします。

教職員本人やその家族等が罹患した場合並びに本人に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校へ出勤させないよう徹底してください。また、児童生徒にも、同様の取組の徹底を図るようにしてください。

また、大学等におかれては学生等に対して、本提言に記載した感染リスクを高める行動を慎むよう、正確な情報提供や周知をお願いいたします。特に春休み期間に、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、新たな渡航の慎重な検討や一時帰国を含めた安全確保の対応方策の検討に加え、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう、学生等への情報提供や周知をお願いいたします。

2. 市民と事業者の皆様へ

(1) 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い

これまでに明らかになったデータから、集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人々が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場ということが分かっています。例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

皆さんが、「3つの条件が同時に重なった場所」を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救えます。

(2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

(3) 積極的疫学調査へのご協力のお願い

この感染症との闘いは、今後一定期間は続き、国内で急速な感染の拡大を抑制できたとしても、流行地から帰国する邦人や来日する外国人からの感染も増える見込みのため、さらに警戒を強める必要があります。

感染者、濃厚接触者の方々は、保健所による積極的疫学調査にご協力ください。詳しい行動歴を調査することで感染源を突き止め、他の感染者を早期に発見することが感染拡大の防止のために不可欠となります。

また、事業者におかれましては、集団感染が発生した場合には、その情報を公開することにご協力ください。速やかな情報の公開が、感染者の早期発見につながります。

(4) 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い皆様へのお願い

新型コロナウイルスの国内ならびに海外での分析によっても高齢であれば比較的健康であっても感染し、重症化する可能性が高いことがわかっています。また、持病にも様々なものがありますが、できるだけ良好なコントロールをしていただくようにし、また感染リスクを下げるような行動をお願いします。また通常の予防接種も、感染症の複合にならないために重要です。

これまでは外出機会の多かった方におかれましても、今後は感染リスクを下げるよう注意をお願いします。特に、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などへの訪問は避けてください。なお、外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。お一人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。

(5) 高齢者や持病のある方に接する機会のある職業ならびに家庭の方へのお願い

高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。

これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。

(6) 若者世代の皆様へのお願い

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くありません。しかし、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広めてしまう事例が多く見られます。このため、感染の広がりをごできるだけ少なくするためには、改めて、3つの条件が同時に重なった場に近づくことを避けていただきますようお願いいたします。特に、オーバーシュート（爆発的患者急増）のリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることもわかってきました。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めますので、十分に注意して行動してください。

また、ご自身が新型コロナウイルスに罹患した場合やその家族等が罹患した場合並びに発熱等の風邪症状が見られる場合には、ご自身の経過観察をご自宅で継続するとともに外出を避けるように徹底してください。

(7) 医療従事者の皆様へのお願い

今後、患者数の漸増やオーバーシュート（爆発的患者急増）が起こると、感染症指定医療機関等だけでは対応が困難となりますので、多くの医療機関（診療を原則行わない

医療機関を除く)が新型コロナウイルス感染症の診療を行うこととなります。その際、地域における医療機関ごとの役割分担(軽症者は在宅療養、重症者は高次医療機関、その他は診療所や一般医療機関で診療するなど)を踏まえ、医療ニーズの低減努力(一般患者の外来受診間隔を開ける、ファクス処方の利用、待機的入院・手術の延期等)をお願いいたします。また、各医療機関におかれましては、それぞれの診療継続計画に基づき、医療従事者の適切な配置等をご検討ください。医療につきましては、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改訂)新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のVI 医療体制に関するガイドラインが準用可能ですのでご参照ください。

(8) PCR検査について

新型コロナウイルス感染症においては、医師が感染を疑う患者には、PCR検査が実施されることになっています。また、積極的疫学調査において検査の必要性がある濃厚接触者にもPCR検査が実施されます。このように適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した疑いのある肺炎患者への診断・治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖をとめ、感染拡大を防止しています。すでに、検査受け入れ能力は増強されており、今後も現状で必要なPCR検査が速やかに実施されるべきと考えています。今後は、わが国全体の感染状況を把握するための調査も必要です。

なお、PCR検査法は優れた検査ではありますが、万能ではなく感染していても陽性と出ない例もあります。したがって、PCR検査のみならず、臨床症状もあわせて判断する必要があります。また、迅速診断法や血清抗体検査法などの導入により、より迅速で正確な診断が期待されています。

(9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一箇所に集まるという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと(例:海外の宗教行事等)
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること
(例:札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること)
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性

(例：大阪のライブハウス事案（16 都道府県に伝播）)

④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

(9) 事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2 週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。

IV. 終わりに

この状況分析・提言については、今後、国際的な状況、新規感染者数の動向、国民や行政に知らせるべき新たな重要な知見等が生じた場合に、政府が、「緊急事態宣言」の発動も

含めた必要な対応が迅速かつ果断にとれるよう、適宜、必要に応じて検討を行い、見直しを行うものとします。

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
 - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
 - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
 - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
 - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
 - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
 - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
 - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
 - 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
 - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
 - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
 - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
 - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
 - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
 - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
 - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
 - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

医療・相談体制について

1 相談・受診体制

(1) **新型コロナ相談窓口** (新型コロナウイルスに関する不安・疑問等についての一般的な相談窓口)
 症状の有無にかかわらず、新型コロナウイルスについての不安・疑問など、どんなことでも気軽に御相談いただくため、県庁及び各総合支庁・保健所（山形市保健所を含む）に電話相談窓口を設置し、県民の皆様や医療機関、企業等からの相談に対応

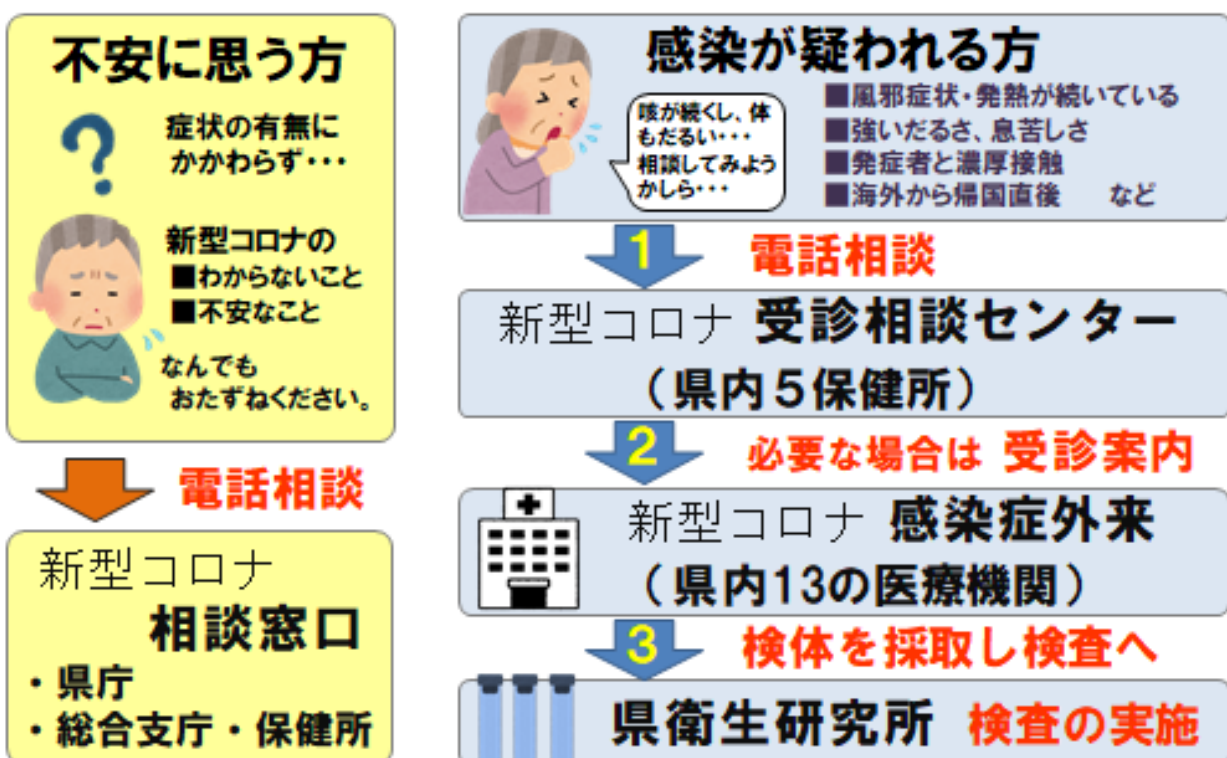
(2) **新型コロナ受診相談センター** (発熱や咳の症状が続くなど感染が疑われる方についての窓口)
 新型コロナ受診相談センターは、医療機関を発端とした感染症のまん延を防止するため、感染が疑われる方からの相談に対応し、必要がある場合は、相談があった方を専門の医療機関（新型コロナ感染症外来）に確実に受診案内

◎ 相談から受診・検査までの一連の流れを県民の皆様によりわかりやすくするため、「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」を、「新型コロナ受診相談センター」及び「新型コロナ感染症外来」に改組

※「新型コロナ受診相談センター」 県内 5 保健所（山形市保健所を含む）に設置

※「新型コロナ感染症外来」 県内 13 医療機関に設置

「新型コロナウイルス」相談・受診・検査の流れ



(3) 衛生研究所における検査体制の拡充

患者数の増加に備え、1日当たりの検査可能件数を増やすため(60検体→80検体)、PCR検査機器を増設(3/25予定)

【東北各県の検査実績等】 期間：2月1日～3月17日

※ 厚生労働省公表資料より

件数 県別	新型コロナ受診相談センター相談件数	新型コロナ感染症外来 受診患者数(人)	新型コロナ感染症外来 PCR検査実施件数	1日当たりPCR検査 可能検体数
山形県	1,441	132	115	60※1
青森県	945	59	53	40
岩手県	1,262	31	14	20※2
宮城県	2,234	87	86	40
秋田県	1,101	28	25	30
福島県	1,117	76	52	32

※1 山形県は、3月25日(予定)から80検体に拡充

※2 岩手県は、3月中に40検体に拡充の見込み

2 医療体制

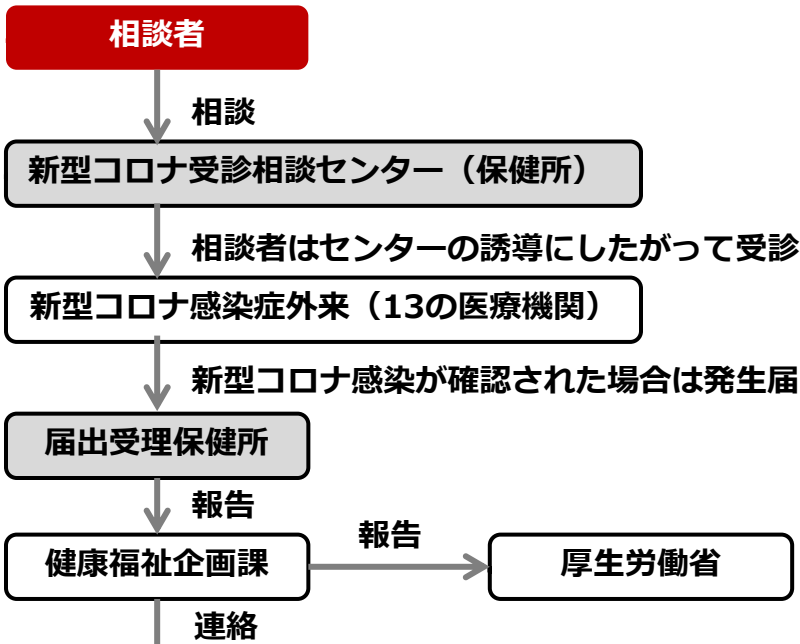
(1) 感染症指定医療機関等による患者受入体制の確保

感染症指定医療機関(県立中央病院、県立新庄病院、県立河北病院、日本海総合病院、公立置賜総合病院)における指定病床18床を超える患者が発生した場合を想定し、感染者が入院できる病床(150床程度)の受入体制を確保(3/4)

(2) 医療用マスクの配布

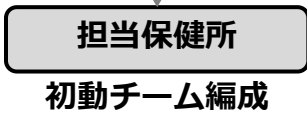
- ・各保健所の県備蓄マスクから、これまで感染症指定医療機関等へ供給した分の補充分等として、政府備蓄分から無償配布されたマスク約27,000枚を県内各保健所及び医療機関等へ配布(3/17～)
- ・厚生労働省が購入して確保した医療機関向けマスク1,500万枚のうち、本県分として配布された181,000枚を感染症指定医療機関、市中医療機関、介護施設等に配布予定(3/23～)

<患者発生までの対応>



<初動段階における対応>

<入院に伴う対応>



疫学調査

患者調査
行動調査

健康診断
受診勧告

調整

関係保健所

関係機関

(追加調査等)

防疫対応

消毒等

市町村

(実施または指示)

防疫措置

建物に関わる措置

交通制限又は遮断など

(追加措置等)

検体対応

検体搬送準備

連絡調整

届出医療機関

健康福祉企画課

調整・協議

搬入

衛生研究所

結果報告

関係保健所

結果

入院勧告

勧告

連絡・調整

入院勧告通知

患者

届出内容説明

就業制限通知

報告

感染症診査協議会

患者容態管理

入院期間の延長について意見聴取

退院

退院後経過観察

<移送>

移送

移送準備

届出医療機関

健康福祉企画課

委託移送業者

同行

移送

指定医療機関

報告等

報告等

健康福祉企画課

報告・調整

厚生労働省

県立学校における春休み・新学期等の対応について(案)

1 長期休業に伴う課題

休業期間の長期化に伴い、児童生徒の休業中の学習や健康・安全の確保と確認等が課題となっている。

児童生徒のストレス等による心身のケアや保護者の負担感の増大等に対応するための居場所の確保等、学校に求められる役割は高まっており、学校教育活動の再開を求める声も大きくなっている。

2 対応

(1) 基本的考え方

県内で感染者が確認されていないこと、児童生徒のストレスの増加、政府の専門家会議の見解、更には県の専門家からの御意見などを踏まえた上で総合的に判断し、次のとおり感染防止対策の徹底を図った上で学校教育活動を一部再開する。

① 本県で感染者が確認されていない場合

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㉞こまめな換気、㉟十分に児童生徒間の間隔をとる、㊱近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる3つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学校教育活動を行うものとする。

② 感染者が確認されたものの一定程度に収まっている場合

i 学校関係者に感染が確認されていない場合

①と同様の対応とする。

ii 学校関係者に感染が確認された等の場合

a 学校関係者が濃厚接触者と判断された場合

当該本人は、2週間の健康観察期間中、自宅待機とするとともに、①と同様の対応とする。また、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認、必要に応じた消毒などを行う。

b 学校関係者に感染が確認された場合

当該学校を閉鎖し校内消毒等の対策を講じるとともに、発生の状況に応じて臨機応変に対策を講じるものとする。

③ 感染が拡大傾向にある場合

関係機関と連携の上、別途対策を講じるものとする。

(2) 春休み（学年末休業・学年始休業）中の対応について

1か月近く学校を離れていた児童生徒が、感染予防の徹底を図りながら、新学期をスムーズに不安なく迎えるため、別紙に配慮しながら以下の対策を講じる。

① 高等学校における対応

(ア) 学習活動・学習支援

図書館・教室等を開放し、生徒に学習環境を提供する。

登校日を1日以上設定し、教員による学習支援等を行う。

(イ) 部活動

長期の休業期間中で運動する機会が十分でない状態を踏まえ、軽度の活動から段階的に実施する。1日の活動時間は、平日・休日ともに2時間以内とし、休養日についても平日1日、週休日1日以上を必ず確保する。

② 特別支援学校における対応

(ア) 学習活動・学習支援

学校の実情に応じて、運動不足やストレスを解消するための運動等の機会の提供、心身のリフレッシュにつながる活動を行う。運動等の機会の提供は、学年ごとに時間を分けるなど分散実施に努める。

(イ) その他

通常日課の時間帯の範囲で、各学校で対応可能な時間帯とする。

公共交通機関を利用して登校する場合には、混み合う時間を避けて乗車できるようにするなど感染予防に配慮した時間設定にする。

③ 小中学校における対応（市町村教育委員会への要請）

(ア) 学習活動・学習支援

図書館・教室等を開放し、児童生徒に学習環境を提供する。

校庭や体育館等を開放し、児童生徒に運動環境を提供する。

登校日を1日以上設定し、教員による学習支援等を行う。

(イ) 部活動

県立学校と同様の対応とする。

(ウ) その他

児童生徒の学習や生活状況の把握に努める。

必要に応じて、個別の面談等を実施し、児童生徒の心のケアに努める。

(3) 新学期等に向けた対応について

(県立学校における対応・市町村教育委員会への要請)

新学期等に向けた対応については、今週文部科学省から通知される予定であることから改めて連絡を行うものであるが、各学校においては、各学校の始業予定日から通常の授業を行うことを想定し、準備する。

入学式については、各学校で当初予定していた日時に、式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する工夫をした上での実施とする。また、参加者については、現時点では、次のように限定する。

(ア) 参加者は新入生及びその保護者、教職員とする。

(イ) 在校生は必要最小限の参加とする。

(ウ) 来賓の参加は御遠慮願う。

<実施する上での留意点>

1 県立学校における対応

(1) 共通項目

- ア 咳エチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染症予防対策を徹底する。
- イ 発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は活動させない。
（登校前の症状の有無の確認や体温測定等について保護者の協力を得る）
- ウ 登校、下校した児童生徒を把握する。
- エ 教職員が校内を巡回するなどして、生徒が密に集まらないよう留意するとともに、こまめな換気を行う（1時間に1～2回程度）。
- オ 消毒液の設置及び積極的な活用、児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブや机、トイレの蛇口など）の消毒など定期的に担当者を決めて実施する。
- カ 登下校中は人混みを避けた行動をとる。
- キ 海外に滞在した、又は患者クラスターが発生した施設を訪問した教職員は、帰国（帰宅）後2週間は、学習活動や部活動指導等を行わない。

(2) 学習活動・学習支援

座席間を1m以上離して配置し交互に着席するなど、児童生徒同士の距離を離すよう配慮する。

(3) 部活動

- ア 活動内容・道具等の使用
 - ・小グループで活動し屋内に多くの生徒が集まらない。大声は避ける。
 - ・柔道などの対人競技においては、近距離での対人練習を行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
 - ・チームスポーツにおいては、人が密集するような機会を少なくすること（個人技能を高める練習等を実施）。
 - ・吹奏楽は楽器を共有せず、大人数で演奏しない。
 - ・合唱では、集団活動は行わず、個人の技能を高める練習を工夫すること。
 - ・バットやボールなど使い回す道具に触れた手で首から上に触らない。
 - ・飲用水は個人で準備し、ボトルやカップ、タオルの共用はさせない。
- イ 環境整備
 - ・屋内の場合は、使用時間及び会場の割り当てを工夫し、多くの生徒ができるだけ集まらないようにする。また、こまめな換気を行い（1時間に1～2回程度）常に窓を多少開けておくなど密閉した空間を作らない。
- ウ その他運営に関すること
 - ・部室を使用する場合は、換気を徹底し着替えなどの必要最低限にとどめるほか、時間帯を分けた使用など感染防止の工夫を行うこと。
 - ・開始時間の30分より前には集合させない（集団でいる時間を短くする）。
 - ・自校のみの単独練習とし、宿泊を伴う活動、遠征、練習試合及び合宿はしない。

2 小中学校における対応

学習活動・学習支援、部活動について、県立学校と同様の対応を依頼する。

なお、スポーツ少年団活動については、県立学校と同様の対応とするよう県スポーツ協会を通して依頼する。

県主催イベント等の開催に関する考え方について

【現在の対応】

県民の新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、イベントの開催等については、以下のとおり対応している。

- (1) 一般の方々が参加する県主催のイベント・集会について、原則、開催中止又は延期
- (2) 県有施設のうち、不特定多数の方々が集まる屋内集客施設の利用については、各部署が判断

【今後の対応を検討するにあたっての留意点】

<政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえて>

- ・地域の患者発生状況にかかわらず、最も感染拡大のリスクを高める環境、すなわち「①換気の悪い密閉空間」、「②人が密集している」、「③近距离での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場を作り出さない取り組みを今後も継続する必要がある。
- ・重症者の急増や医療崩壊の要因となる爆発的患者急増（オーバーシュート）は絶対回避しなければならない。そのためには「3つの条件が同時に重なる場」が生じやすい「不特定多数の人々が全国から集まるイベント」や「大規模なイベント」は、全国的に今後も慎重な対応が求められている。（大規模イベント等を開催するためには、極めて高いレベルのリスク対応が求められており、今後も当面は「自粛」の継続が現実的）
- ・その一方で、本県のように感染が確認されていない地域においては、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツ、スポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してよいとされた。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠である。

<山形県の特徴を踏まえて>

- ・現時点で本県は「未発生地域」であるが、国内発生地域や海外からの来県者や帰国者が感染源となって、今後もイベント等がクラスター形成（集団感染）の要因となる可能性あり。
- ・人口の高齢化率が高く、感染拡大防止策を講じなかった（又は効果がなかった）場合に想定される県内の新型コロナウイルス感染症の入院患者数（推計）2,200人のうち、2,000人（9割）は65歳以上であり、重症入院患者の9割も65歳以上と推計されているので、適切な医療体制を確保・維持するためにも、高齢者及び重症化しやすい基礎疾患を有する者への感染拡大の防止（高齢者等を巻き込むクラスター形成の防止）が特に重要である。

【県主催イベント等に関する今後の対応について（案）】

1. 不特定多数の者が参加するイベント（特に、全国的又は県外からの参加者を見込むイベント）等は、今後も当面、中止又は延期とする。
2. 上記以外のイベント等については、次の(1)～(5)の事項を実施できる環境等が整った場合に、各部局等において判断し開催する。
 - (1) クラスターの発生リスクを下げるため、以下の事項をすべてクリアすること
 - ①換気の状態：適切に換気ができる状態にある（適切な換気システムによる持続的換気、又は1時間に1～2回程度の定期的な換気）
 - ②人の密度の状態：会場の広さを確保して、会場内で人を密集させない環境を整備し、お互いの距離を1～2メートル程度あけるなどの対応が可能である
 - ③イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができる
 - (2) 2週間以内に海外（新型コロナウイルスの感染拡大国）又は国内の感染拡大地域への旅行・出張から帰県・来県した人には、参加（利用）を控えていただくよう事前に周知することともに（※注）、イベント当日もその旨を会場に掲示するなどの対応を行うこと

（※注）参加者が特定されるイベントでは、例えば2週間以内に外務省による最新の感染症危険情報で「レベル2（渡航自粛勧告）」以上が発出されている国・地域から帰国した人、又は国内で発表されたクラスター発生施設の利用歴がある人に対して、個別に参加の自粛をお願いするなどの対応が考えられる。
 - (3) 高齢者及び慢性疾患で治療中の方などに対して、新型コロナウイルスの感染防止と重症化予防の観点から、マスク着用等により感染予防策をしっかりとって参加していただくか、又は安全をみて自主的に参加を控えていただくよう周知すること
 - (4) イベント等参加者の氏名と連絡先（電話番号等）を可能な限り把握すること
（イベント終了後、参加者の中から新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、その濃厚接触者の健康観察等を確実に実施できるようにするため）
 - (5) イベント等の開催当日は、上記の【条件】②と③の事項を徹底するための注意事項を記載したチラシの配布、あるいは開始前の時間や休憩時間に注意事項をアナウンスするなどの対応を工夫して実施すること
3. 今後、県内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、地域での感染拡大のリスクなどを検討したうえで、適宜方針を見直す。
4. 市町村にも、県の考え方を示す。

（以上）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対応

1. 緊急経済対応PTにおける協議と対応

学校休業に係る緊急経済対応PTにおける協議事項	本県の対応状況	本県から政府に対する働きかけ【全国知事会と連携】
<p>○事業者全般</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校臨時休業により、売上げの減少や従業員の不足による業務の休止・縮小等が発生し、幅広い業種の事業所において減収が生じている。 ＜参考＞政府によるイベント自粛要請による影響その他地域経済への影響 観光関連産業では、政府による大規模イベントの自粛要請等により、予約のキャンセルが相次いでおり、観光関連事業者の経営に大きな影響を及ぼしている。 飲食業及びそこへの商品納入業者では、各種宴会や会合のキャンセルの発生や消費税増税により経営環境が厳しくなっているうえに、今回の感染症拡大により深刻な打撃を受けている。 乗合バス、タクシー及び貸切バスを運行する交通事業者ならびにコミュニティバスを運行する市町村については、政府による移動抑制の要請に伴い、乗客の減少や予約キャンセルが相次ぎ、収入の減少が生じている。 	<p>○中小企業者・小規模事業者等への相談窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校臨時休業に伴う特別相談窓口(3月2日～) 相談件数12件(3月19日現在、うち経済活動影響4件、制度要望問合せ4件、その他4件)〔対応〕県制度資金・雇用調整助成金の紹介、要望事項を政府へ要請 特別金融相談窓口(2月25日～) 相談件数121件(3月19日現在、うち県制度資金問合せ102件) <p>○県商工業振興資金による資金繰り支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済変動対策資金(1.6%)(2月25日～)・・・認定12件(3月19日現在) 地域経済変動対策資金(無利子)(3月4日～)・・・認定7件(3月19日現在) 	<p>本県から全国知事会へ提出した政府への要請事項(3月第1週)※</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校臨時休業に伴う学校給食関係事業者やスクールバス等交通事業者、飲食業者、農林漁業者、催事関係事業者などの減収に対する損失補償や資金繰り支援策、雇用対策の実施 文化・スポーツイベント等の自粛要請に伴う主催企業、施設管理者、宿泊業者、交通事業者の収入減に対する損失補償などの支援の実施 地域経済への影響を最小限に留めるため、復興交付金に類する自由度が高く、地方負担を軽減する柔軟な交付金制度の創設や中小企業・小規模事業者企業への損失補償や資金繰り支援、雇用対策の実施 貸付制度における、利息の軽減や返済期間の延長など、対象要件等の弾力的かつスピーディーな運用 保護者の休暇取得支援に係る助成制度について、実効ある制度の実施 <p>※ 上記意見を踏まえつつ、全国知事会が緊急提言を政府及び与党へ実施(3月5～6日)なお、全国知事会において、さらなる経済対策の実施に向けた緊急提言を現在検討中</p>
<p>○花き生産者、花屋、理美容業、貸衣装、写真館</p> <ul style="list-style-type: none"> 催事の記念撮影・貸衣装・着付け・花束・理美容のキャンセルにより、売上が急減がみられる。 花き産業では、卒業式・送別会や、春の彼岸などの花きの需要が盛んな時期において各種イベント・催事等の開催が中止・縮小となり、切り花等の需要が減退し、産地・生産者や小売り業者等の経営に影響を与えている。 	<p>○「花を飾ろう、花を贈ろう運動」の実施(3月12日～)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民や県関係機関等、県職員に対する「花を飾ろう、花を贈ろう運動」の呼びかけ 	
<p>○スクールバス等交通関係事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 登下校の送迎がなくなったことにより、送迎に係る売上げの減少が生じている。 県内鉄道事業者ならびにバス事業者においては、学校臨時休業に伴う通学定期券の払い戻しにより、想定していた収入が得られず損失が生じている。 	<p>○学校臨時休業に伴うスクールバス、給食業者への影響調査の実施及び対応</p> <p>教育庁が市町村教育委員会に対して当該影響の調査を実施、市町村と業者の間の協議が今後行われる見込みであり、協議の推移と政府の対応策を踏まえつつ、県としての対応を検討</p>	
<p>○学校給食関係事業者、納入業者、牛乳・農産物生産者</p> <p>給食の停止により、納入済み食材のロスや売上げの減少が生じている。</p>	<p>○学校臨時休業に伴うスクールバス、給食業者への影響調査の実施及び対応(再掲)</p> <p>○「牛乳・乳製品需要拡大プロジェクト」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブへの県産牛乳・乳製品の無償提供、県産ヨーグルトの庁内あっせん販売 	
<p>○飲食業者や酒屋、ホテル・旅館業</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業祝賀会や送別会のキャンセル等により、売上の急減が生じている。 	<p>○新型コロナウイルスに係る影響アンケート調査(飲食業・宿泊業)を実施し状況を把握(3月2～4日)</p>	

[政府 緊急対応策\(第2弾\)](#)(3月10日発表)で措置された本県提案関連施策

- ◆保護者の休暇取得支援等
 - ・正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(日額上限8,330円)
 - ・委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方:日額4,100円)
- ◆強力な資金繰り対策
 - ・「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
 - ・セーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)

2. 県内産業界からのヒアリング・要望事項への対応

県内産業界からのヒアリング・要望等	要望団体	本県の対応状況	本県から政府に対する働きかけ【全国知事会へ新たに提案事項を提出予定】
中小企業・小規模事業者等への支援の充実・強化			
<ul style="list-style-type: none"> 県商工業振興資金の利子負担の軽減 	<p>商工連 料理飲食組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県商工業振興資金融資制度(地域経済変動対策資金)の対象事象に「新型コロナウイルス」を指定、特に売り上げの減少の大きい事業者等を対象に無利子制度を創設 	
<ul style="list-style-type: none"> 県商工業振興資金の無利子融資制度の条件緩和及び限度額の拡大 	<p>観光物産協会 旅館ホテル生活衛生同業組合</p>	<p>県商工業振興資金(地域経済変動対策資金)の融資条件の緩和を検討中【別添「緊急経済対策(案)」参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資限度額の対象の拡大(5,000万円→1億円) 無利子融資の対象要件の緩和(最近1か月の売上高50%以上減少 →30%以上減少) 	
<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による既存貸付の利子等の軽減(借換)、返済の猶予、柔軟な対応 	<p>商工連 料理飲食組合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県銀行協会、県信用金庫協会及び県信用組合協会に対して、既往債務の返済猶予等の条件変更や借換等の、さらなる柔軟な対応を要請(3月19日) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融庁で全金融機関に文書にて通知 第2弾で政府が打ち出した資金繰り対策について、無利子期間の延長など更なる金融支援策を講じること
<ul style="list-style-type: none"> 衛生環境激変緩和特別貸付制度における返済期間の延長 	<p>料理飲食組合</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生関係事業者を対象とした日本政策金融公庫による「新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付」について、対象業種の拡大、融資限度額の引上げ、返済期間の延長(7年→10年)、無利子期間の拡充、融資の際の迅速な審査などの必要な措置を講じること
<ul style="list-style-type: none"> 企業の生産活動で必要となるマスク・消毒用アルコール等の確保 	<p>工業会 観光物産協会 旅館ホテル生活衛生同業組合</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の経済活動の維持のために、中小企業・小規模事業者が生産活動上必要となるマスクや消毒用アルコール等の必要物品の確保等を図ること
<ul style="list-style-type: none"> 国に対する肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)等の発動要請 	<p>JAグループ山形</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> インパウンドの減少やイベント自粛等により、牛肉等の需要が減少し、経営困難に陥る畜産農家が生じる恐れがあるため、牛マルキン制度等の発動を早期に行うこと。
学校休業等に伴う労働者等に対する支援			
<ul style="list-style-type: none"> 企業規模、雇用・就労形態に関わらない労働者の所得補償、雇用保険被保険者でない者(雇用類似等)に対する新たな所得補償(連合)、学校休業に伴う個人事業主への休業手当の助成 	<p>商工連</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる立場の労働者に支援が行き渡るように、実効ある制度を設計するとともに、手続きの簡素化など、運用に配慮すること。さらに、保護者でなくても学校の休業により収入に影響を受けるフリーランスや自営業等の所得も補償する仕組みを構築すること
<ul style="list-style-type: none"> 雇用調整助成金の助成率及び上限額の引上げ、手続簡素化 	<p>観光物産協会 旅館ホテル生活衛生同業組合</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生アルバイトのような雇用保険被保険者以外の労働者など、あらゆる立場の労働者に広く適用可能な条件緩和や、北海道と同程度の助成率引上げ等の「さらなる特例措置」について、患者数及び活動自粛要請の要件に該当しない場合でも必要に応じた対象拡大をすること
<ul style="list-style-type: none"> 有給休暇取得など保護者の不安解消 	<p>連合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内関係団体等に対して、学校臨時休業に伴い、子供を持つ職員・従業員等の休暇取得や在宅勤務等の配慮を要請(2月28日) 	
地域経済の景気浮揚策			
<ul style="list-style-type: none"> 売上高減少に対する補償 	<p>観光物産協会 旅館ホテル生活衛生同業組合</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な減収をしいられる事業者への緊急助成金の給付(3月5～6日要請済) 学校休業、イベント自粛等による中小企業等の減収に対する損失補償を講じること
<ul style="list-style-type: none"> 地域経済の消費喚起 	<p>商工連 観光物産協会 旅館ホテル生活衛生同業組合</p>	<p>商店街等が実施する地域消費喚起事業への支援を検討中【別添「緊急経済対策(案)」参照】</p> <p>山形県緊急地域経済対策協議会(仮称)に対し、県・市町村が支出し、商店街等が商工会・商工会議所と連携して実施する地域経済活性化のための事業を支援(個人消費を促すため、商店街等が一体となって取り組む「割引セール」「消費喚起キャンペーン」等の販売促進に係る事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな景気浮揚策の実施(商店街の割引セールや大型の観光キャンペーン等の取組みに対する補助や地域振興券の発行等)
<ul style="list-style-type: none"> 租税公課・公共料金等の減免 	<p>観光物産協会 旅館ホテル生活衛生同業組合</p>	<p>(本県から政府へ要望事項を要請予定、要請内容は右記のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホテル・旅館などに対する税の減免・猶予等の特例措置、市町村等が固定資産税等を減免した場合の交付税措置

令和2年3月23日

商工労働部

新型コロナウイルス感染症に関する緊急地域経済対応（案）について

1 山形県商工業振興資金融資制度（地域経済変動対策資金）の拡充

（1）地域経済変動対策資金の概要

新型コロナウイルスの影響により経営に支障をきたしている県内中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、山形県商工業振興資金融資制度「地域経済変動対策資金」の経済変動事象に新型コロナウイルスを指定するとともに、年1.6%（固定）の利子を県、市町村、金融機関が連携して無利子とする利子補給制度を令和2年3月16日から実施。（政府のセーフティネット4号・5号、危機関連保証により、保証料も無料）

○無利子貸付の要件

・新型コロナウイルスの影響により、最近1カ月の売上高が前年同期に比して50%以上減少し、かつ以後2カ月間を含む3カ月間の売上高が前年同期に比して30%以上減少することが想定される中小企業・小規模事業者（個人事業主も含む）。

○資金の使途

・経営の安定に必要な運転資金

○利率

・年1.6%を無利子（負担割合：県0.5%、市町村0.5%、金融機関0.6%）

○貸付限度額

・5,000万円

○貸付期間

・10年以内（うち据置2年以内）

○取扱期間

・令和2年3月16日から令和2年8月31日

（2）同資金の要件等の拡充内容

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により中小企業・小規模事業者において先が見えない非常に厳しい状況が続いており、各業界への調査や要望等を踏まえ、県内経済を下支えするため、下記のとおり、新型コロナウイルスに係る商工業振興資金（地域経済変動対策資金）について貸付要件の緩和と限度額の引上げを行いたい。

<商工業振興資金（地域経済変動対策資金）における無利子融資の拡充>

①最近1カ月の売上高が前年同期比30%以上減少した場合

※貸付限度額5,000万円（現行どおり）

②最近1カ月の売上高が前年同期比50%以上減少した場合

・貸付限度額 1億円

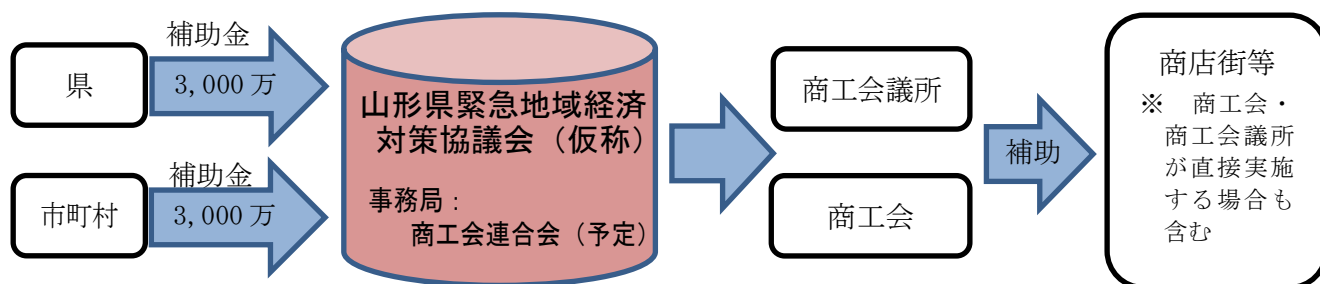
2 地域経済活動への支援

(1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症に係るイベント自粛や学校臨時休業等の影響を受け、消費マインドや経済活動が急激に減退し、地域経済が危機的状況にあることから、ウイルスの感染防止に最大限努めながら、身近な地域の経済活動を回していくため、県、市町村、商工団体等が連携して、商店街等での販売促進など地域における消費活動を喚起するための事業を緊急に実施するもの。

(2) 事業概要・実施方法

県と市町村及び商工団体が連携し商工会連合会内に創設する「山形県緊急地域経済対策協議会（仮称）」に対し、県と市町村が補助金を支出し基金を積み立て、各商工会・商工会議所を通して各商店街等の取組みを支援。



○事業予算

基金積立

- ・総事業費の上限を6,000万円とし、県と市町村が協議会の基金積立に対し補助
- ・緊急対応であり、予算は令和元年度の予備費や流用等に対応
- ・各市町村の基準額は、商店街等数で算定（商店街のない市町村は任意団体が1つで算定）

○事業主体

- ・山形県緊急地域経済対策協議会（仮称）
構成員（予定）： 県、市町村、商工会連合会、商工会議所連合会

○事業実施期間

- ・令和2年3月下旬～4月下旬頃（政府の経済対策等の実施時期を見ながら）

○商店街等が実施する事業（新型コロナウイルスの感染防止に努めながら）

- ・個人消費等を促すため、商店街等が一体となって取り組む「割引セール」や「消費喚起キャンペーン」等の販売促進（家族や小グループによる飲食等も含む）に係る事業
※商工団体と話を進めているが、商品券は金券としての手続きや印刷等の事前準備に時間を要するため、スピード感のある事業手法について調整中

○所要額積算の考え方

- ・総事業費：6,000万円 1商店街等あたり34万円×177商店街等
(県内全商店街数172+任意団体5)
- ※1人500円の割引で1商店街あたり680人分、県全体で約12万人分

○想定される経済効果

- ・仮に10%の割引セールを実施した場合を想定
※ 6,000万円÷10% 約6億円の経済効果

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応

【令和元年度既決予算対応分】

令和2年3月
総務部

一般会計	既決予算対応額	374,699千円
------	---------	-----------

※既決予算(流用・予備費)で対応し、歳出予算の増額や繰越明許費の設定に係る専決処分は予定していない。

1 県独自の対応 30,000千円

(1) 事業活動の縮小や雇用への対応 関係者と調整中

① 商店街等が実施する地域消費喚起事業への支援 30,000千円

- 商店街等が行う割引セール等の販売促進事業への支援
(事業実施のために山形県緊急地域経済対策協議会(仮称)(事務局:県商工会連合会)が設置する基金積立に対する補助)

② 県商工業振興資金(地域経済変動対策資金)の融資条件の緩和 —

- 融資限度額の拡大及び無利子融資の対象要件の緩和

直近1カ月の売上高の減少(前年同期比)	50%以上	30~50%未満	30%未満
融資限度額	現行5,000万円→1億円	5,000万円	5,000万円
金利	無利子	現行1.6%→無利子	1.6%

2 政府の緊急対応策(第2弾)への対応 344,699千円

(主なもの)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

① 手指消毒用エタノールの優先供給(国庫・繰入ほか) 4,956千円

- 政府が手配する手指消毒用エタノールの県内医療機関、介護施設、特別支援学校、障がい福祉事業所等への優先配分

② 緊急時の病床確保(国庫1/2) 37,600千円

- 感染症患者を入院させるための空床を確保した病院に対する支援

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

① 生活福祉資金貸付原資の補助(国庫10/10) 264,000千円

- 休業等を理由に一時的な資金が必要な者への緊急貸付
(補助先:県社会福祉協議会) 【休業者:最大20万円、失業者:最大20万円×3カ月】

② 放課後等デイサービスの利用増に伴う財政支援(国庫10/10) 36,187千円

- 特別支援学校等の臨時休業によるデイサービス利用に伴う利用者及び市町村負担への支援

③ 市町村が開設する放課後子ども教室の運営費への支援(国庫10/10) 990千円

④ 県立学校における学校給食費の保護者への返還(国庫3/4) 140千円

- 食材をキャンセルできなかった給食費の保護者負担分の返還

◎ 今後も政府の対策を踏まえ、適時適切に対応していく。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
 - 今後とも、感染の状況とともに、**地域経済及び世界経済の動向を十分注視し**、必要な対策は躊躇なく講じていく。
- は、県予算に関するもの

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助

◆需給両面からの総合的なマスク対策

- ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
- 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
- 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
- マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆PCR検査体制の強化

- PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- PCR検査を保険適用(公費補助により引き続き自己負担なし)

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- AMED等の活用による治療薬等の開発加速

◆症状がある方への対応

- 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報(典型的な臨床情報等)
- 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

【手指消毒用エタノール優先供給】
負担割合：国庫・繰入ほか
支出先：納入業者

【空床補償】
補助額：16,190円/床・日
負担割合：国1/2、県1/2
支出先：空床確保病院

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設(10/10、日額上限8,330円)
- 委託を受けて個人で仕事をする方も支援(一定の要件を満たす方：日額4,100円)

◆個人向け緊急小口資金等の特例

- 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等)

◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
- ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

◆学校給食休止への対応

- 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化(一斉休業等)、1月遡及適用
- 特別な地域における助成率の上乗せ(中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3)等

◆強力な資金繰り対策

※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模

- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設(5,000億円規模)し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- 信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援(2,040億円)
- 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資ファンド」等の活用(最大5,000億円規模)
- DBJによる国内サプライチェーン再編支援(再掲)

◆観光業への対応

- 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備(令和2年3月10日閣議決定)

- 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- 確定申告期限の延長(令和2年4月16日まで)
- 公共工事等の柔軟対応(工期の延長等)や繰越の

◆国際連携の強化

- WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

【生活福祉資金原資の貸付】
負担割合：全額国庫
支出先：県社会福祉協議会

【放課後等デイサービスの財政支援】
負担割合：全額国庫
支出先：市町村

【放課後子ども教室の運営費支援】
負担割合：全額国庫
支出先：市町村

【学校給食費の保護者への返還】
負担割合：国3/4、県1/4
支出先：食材等納入業者